

---

---

令和 7 年大和町議会 3 月定例会議会議録

---

---

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

---

---

応招議員（16 名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 本 田 昭 彦 君 | 9 番  | 馬 場 良 勝 君 |
| 2 番 | 佐 野 瑠 津 君 | 10 番 | 今 野 信 一 君 |
| 3 番 | 宮 澤 光 安 君 | 11 番 | 渡 辺 良 雄 君 |
| 4 番 | 平 渡 亮 君   | 12 番 | 槻 田 雅 之 君 |
| 5 番 | 櫻 井 勝 君   | 13 番 | 堀 籠 日出子 君 |
| 6 番 | 森 秀 樹 君   | 14 番 | 大須賀 啓 君   |
| 7 番 | 佐々木 久 夫 君 | 15 番 | 児 玉 金兵衛 君 |
| 8 番 | 犬 飼 克 子 君 | 16 番 | 今 野 善 行 君 |

出席議員（16名）

|     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 本 田 昭 彦 君 | 9 番   | 馬 場 良 勝 君 |
| 2 番 | 佐 野 瑠 津 君 | 1 0 番 | 今 野 信 一 君 |
| 3 番 | 宮 澤 光 安 君 | 1 1 番 | 渡 辺 良 雄 君 |
| 4 番 | 平 渡 亮 君   | 1 2 番 | 槻 田 雅 之 君 |
| 5 番 | 櫻 井 勝 君   | 1 3 番 | 堀 籠 日出子 君 |
| 6 番 | 森 秀 樹 君   | 1 4 番 | 大須賀 啓 君   |
| 7 番 | 佐々木 久 夫 君 | 1 5 番 | 児 玉 金兵衛 君 |
| 8 番 | 犬 飼 克 子 君 | 1 6 番 | 今 野 善 行 君 |

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|                  |           |                                 |           |
|------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| 町 長              | 浅 野 俊 彦 君 | 福 祉 課 長                         | 早 坂 基 君   |
| 副 町 長            | 千 葉 喜 一 君 | 健康推進課長                          | 大 友 徹 君   |
| 教 育 長            | 八 卷 利栄子 君 | 農林振興課長                          | 阿 部 晃 君   |
| 代表監査委員           | 内 海 義 春 君 | 商工観光課長                          | 蜂 谷 祐 士 君 |
| 総 務 課 長          | 千 葉 正 義 君 | 商 工 観 光 課<br>企 業 立 地 推 進<br>室 長 | 星 正 己 君   |
| 総 務 課<br>危機対策室長  | 甚 野 敬 司 君 | 都市建設課長                          | 江 本 篤 夫 君 |
| まちづくり<br>政 策 課 長 | 遠 藤 秀 一 君 | 上下水道課長                          | 亀 谷 裕 君   |
| 財 政 課 長          | 児 玉 安 弘 君 | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長          | 菊 地 康 弘 君 |
| 税 務 課 長          | 村 田 充 穂 君 | 教育総務課長                          | 青 木 朋 君   |
| 税 務 課<br>徴収対策室長  | 阿 部 友 紀 君 | 生涯学習課長                          | 浪 岡 宜 隆 君 |
| 町民生活課長           | 吉 川 裕 幸 君 | 公 民 館 長                         | 村 田 晶 子 君 |
| 子 ども 家 庭<br>課 長  | 小 野 政 則 君 |                                 |           |

事務局出席者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 櫻 井 修 一 | 次 長 | 相 澤 敏 晴 |
| 主 任    | 櫻 井 郁 也 |     |         |

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時57分 開 会

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

予定の時間より若干早いんですが、皆さんおそろいでありますので開会してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ただいまから令和7年大和町議会3月定例会議を開会します。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番槻田雅之君及び13番堀籠日出子さんを指名します。

---

#### 日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （今野善行君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から3月18日までの16日間に決定しました。

---

#### 「諸般の報告」

議 長 （今野善行君）

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

---

「施政方針の表明」

議 長 （今野善行君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

本日、ここに令和7年大和町議会3月定例会議の開催に当たり、令和7年度の町政運営の考え方と、一般会計当初予算案をはじめとする諸議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、本町は令和7年4月20日をもって、町制施行70周年の節目を迎えます。この節目となる機会を捉え、4月20日にまほろばホールを会場に記念式典を開催をし、これまでの本町の発展にご貢献をいただきました先人の皆様に感謝の意を表した功労表彰、特別表彰のほか、あわせて記念講演会を行い、町民皆様とともに未来へ向けた新たなスタート、さらには町民皆様との一体感の醸成が図られるような記念事業を実施してまいりたいと考えております。

令和6年におきましては、1月1日発生の能登半島地震や8月8日の宮崎県日向灘を震源とする地震、さらには9月20日から23日にかけての能登豪雨など、国内での地震や豪雨等の大規模な自然災害が頻発している状況にあります。

また、気象庁が初となる南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したことや、能登豪雨の被害の甚大さは記憶に新しいところであり、改めて日頃の備えとしての減災対策の重要性を再認識したところでございます。

一方で、令和6年産米の民間買取り価格が上昇し、本町の基幹産業でもあります農業にとって、明るい兆しも見えてきたところであります。しかし、その一方で店頭価格は、農家が売り渡した価格以上に高騰し、家庭生活への影響も懸念されるところであります。

また、近年のデジタル技術の目覚ましい発展や持続可能な社会の実現に向けたカーボンニュートラルの機運の高まりを背景に、様々な分野でDX、脱炭素化への動きが活発化している状況にあります。

さて、私は、町長就任2年目を迎え、町民の皆様からの負託に応えるべく、常に町

民が主役の町政運営を心がけ、これまで各種施策に取り組んでまいりました。

特に、公約に掲げた6つの重点施策に力を注ぎ、まちづくりを推進してきたところであり、令和7年度においてもこれらを軸としながら、本町を取り巻く情勢を的確に捉え、観光や農業などの基幹産業の発展、地域コミュニティの持続可能な発展のほか、町民の皆様の安全安心に資する取組を中心に、まちのにぎわい創出や次世代への投資を進め、未来に向けたまちづくりを推進してまいり所存であります。

初めに、本町の基幹産業でもあります農業についてであります。

本町において、農業は地域経済や町民の生活に深い影響を与えており、特に、米は日本人の食文化の中心にあり、農業の中でも重要な位置を占めております。昨年夏以降、米価の上昇が話題となっておりますが、農業にとって非常に好ましい兆しと言えます。

米価の上昇により、農家の所得が増加をし、その結果、農業の振興につながる可能性があります。農業は過去数十年にわたり、低価格の影響を受けてきましたが、米価が現価格帯の水準で安定的に推移すれば、農家が抱える経済的な負担が軽減され、次世代の農業の発展に投資できる環境が整います。また、地域経済にもプラスの影響を与え、農業に関連するビジネスの活性化が期待されます。

さらに、米価の上昇は地方創生にとっても有益な影響を与え、農業の振興により雇用創出や人口減少の緩和にもつながり、地域の活性化に貢献できる可能性があります。農業の振興と米価の安定は、持続可能な地域経済を支えるために非常に重要であり、今後、食料安全保障の観点からも農業政策や支援策を強化をし、農業者を支えるための施策がますます必要と考えております。

次に、本町の企業誘致についてであります。

令和7年2月6日、東京エレクトロン株式会社様が、本町リサーチパーク北地区に取得しておりました土地に、地上5階建て、延べ床面積約8万8,600平方メートルの新工場建設に1,040億円を投じ、新生産棟を設けることが発表されました。生産は東京エレクトロン宮城株式会社様が担い、従業員数は将来的に1,400人規模を予定されるなど、同社様のますますのご発展をご祈念しますとともに、同社様の生産開始に向けて協力してまいりたいと考えております。本町といたしましては、今後も新たな企業誘致に向け工業団地の造成や従業員向けの住環境の整備、人材の確保、教育環境の充実などが最も重要な課題であると捉えておりますので、積極的な取組を継続してまいりたいと考えております。

そのほか、未来を担う子供たちをはじめ、町民皆様の安全で豊かな暮らしを守りな

がら、大和町の発展のためにこれからも全力を注いでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、令和7年度予算編成について申し上げます。

令和7年度の予算編成につきましては、昨年10月31日に各課等の担当者を対象に開催した予算編成説明会において、本町の財政状況と今後の見通し等を説明し、予算編成の基本方針を示すことによりスタートいたしました。その中で、大和町第五次総合計画に掲げた施策・目標の達成に向けて取り組むことを伝えながら、今後、大型事業が多数想定されますことから、改めて現在の事業内容と成果を厳しく検証し、事業の精査による歳出削減等を指示し、当初予算案を作成したものであります。

次に、令和7年度当初予算の規模について申し上げます。

一般会計139億9,000万円、特別会計67億3,713万3,000円、下水道事業会計14億1,335万9,000円、水道事業会計16億3,466万9,000円、合わせまして総額237億7,516万1,000円となり、予算総額は、前年度から17億9,182万5,000円減少し、前年度比で7%の減となりました。

一般会計につきましては、前年度から15億4,000万円減少し、前年度比で9.9%の減となっております。

減少の要因となった事業を一部抜粋してご説明いたします。

小学校建設費では、吉岡小学校校舎、体育館及びプールの新築工事が完了し、令和7年度事業は、仮設校舎の解体、外構工事等で事業費は2億8,953万円となり、前年度比で21億7,649万1,000円の減となっております。

まほろばホール管理運営費では、これまでまほろばホールの大ホール天井改修や、屋根・外壁塗装、空調機器等改修などを実施してまいりました。今後も引き続き年次計画に基づき、長寿命化改修工事を実施することとし、令和7年度は前年度比で1億9,842万8,000円減の1億8,767万4,000円となっております。

また、住宅建設事業費では、令和6年度は宮床・吉田子育て支援住宅合計5棟の新築工事が完了したことから、1億9,599万5,000円の減となっております。

特別会計は、前年度から5億1,040万6,000円の減額となりましたが、大きな要因は、吉岡西部土地区画整理事業特別会計において、造成工事の進捗等により4億5,323万2,000円の減となったことが主な要因であります。

下水道事業会計は、前年度から7,245万3,000円の減額。

水道事業会計は、前年度から3億3,103万4,000円の増額となっております。

次に、一般会計の主な歳入についてであります。

一般会計の歳入予算を見ますと、町税は65億2,128万9,000円を計上しており、歳入構成比の46.6%を占めております。

地方交付税は3億4,000万円を計上しておりますが、普通交付税は不交付と見込んでおりまして、歳入構成比の2.4%となっております。

基金繰入金は、吉岡小学校外構工事費の財源として、学校教育施設整備基金から2億8,000万円を繰り入れ、そのほか、財政調整基金から14億2,700万1,000円を、防衛施設周辺整備調整交付金基金から1億44万6,000円など、合計で18億6,243万2,000円を計上しております。

町債は、橋梁補修工事や山下大沢線舗装修繕などの土木債で2億4,230万円、まほろばホール長寿命化改修事業での教育債で3,600万円など、合計で2億7,830万円を計上してございます。

次に、歳出につきましては、公約に掲げた6つの柱から、主な施策についてご説明申し上げます。

初めに、住民環境の整備についてであります。

誰もが長く住み続けられるまちづくりににつきましては、道路整備や環境美化を推進し、誰もが快適な生活が送ることができるよう身近な事業に積極的に取り組んでまいります。

高齢者タクシー助成事業については、対象者の利便性向上を目指し、令和6年度から拡充いたしました。高齢者の外出支援のため、継続して実施いたします。

また、住民にとって最も身近な組織であります町内各行政区が日頃から顔の見えるつながりを保ち、防災や地域コミュニティーの創出につながる持続可能な組織としての活動支援のため、新たに行政区運営補助金を交付することといたしました。

大和町吉岡西部土地区画整理事業では、宅地造成工事、道路整備等を引き続き進める中、県が施工する都市計画道路・北四番丁大衡線事業に全面協力し、一日も早い事業の完了と、町内立地関連企業及びサプライヤー企業等の誘致を進め、職住近接のまちづくりに全力で邁進してまいります。

子育て世帯等移住・定住応援事業では、宮床・吉田・鶴巣・落合地区への移住定住について、最大150万円の補助金を交付し、住宅取得やリフォーム費用を支援することにより、地域活力や維持を図り定住のまちづくりを行います。さらには、移住定住、教育の振興、町内進出企業人材確保等の観点から、新たに奨学金返還支援事業を実施してまいります。

次に、企業と行政のつながり強化であります。

積極的な企業誘致と安定した雇用環境の促進については、これまでの企業誘致によりまして、町内の各工業団地は完売となっておりますため、新たな工業団地の造成に向けた取組として、市街化区域編入方策検討業務を実施し、早期に市街化区域編入が行われ、造成に着手できるよう取り組んでいくほか、現在造成中の大和町吉岡西部土地地区画整理事業地内などへ積極的な企業誘致活動を展開をし、雇用の創出や税収確保を図り、町と企業がお互いに良好な関係を築けるよう柔軟に対応してまいります。

また、現在、外国人登録は技能実習生を中心に約400名となっており、この方々の支援も必要と感じているところであり、互いの文化等を理解し共生するためには、地域住民の理解が必須であることから、町内在住外国人等を含む関係者との多文化共生シンポジウムを計画しております。

次に、農業政策についてであります。本町の農業の主軸となる主食用米の生産については、令和6年産米は令和5年産米より7,500円高い概算金となりましたが、今後もこの米価水準が維持され、農業経営の安定につながるよう、需要に応じた主食用米の生産を引き続き推進してまいります。この価格上昇については、農産物価格の適正化に向けた大きな一歩であると考えておりますが、生産資材や燃料価格の高止まりが続き、農業を取り巻く厳しい情勢に変わりはなく、引き続き農業を守っていく支援策と生産コストの上昇分が農産物価格に反映される適正な価格形成の仕組みづくりを国等へ要望してまいります。

令和6年に食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、現在、国において基本計画の策定が進められておりますが、今後示される国の施策を的確に捉え、生産性と持続性が両立した農業を目指してまいります。

人口減少が進む中、本町の基幹産業である農業は、担い手の確保が最重要課題であり、国の新規就農者育成総合対策事業などを活用し、新規就農者の確保・育成を図るとともに、地域の担い手の経営基盤強化に取り組んでまいります。

小規模農家の支援については、農作業の効率化を図るため、農業環境整備事業により農業用施設の改修、農地整備について農家等への改修費用の支援を継続をし、新たに地域農業の継続を図るため、共同利用での農業用機械の導入経費等の支援を行い、農業の持続的発展に努めます。

また、スマート農業、転作による収益力の向上の取組として、省力化を図るスマート農業への移行を奨励するため、スマート農業技術の導入支援を行うとともに、作業効率化や技術の補填を図る自動操舵システムの導入、ドローンによる病虫害駆除など、本町農業の特性と営農体系に合わせたスマート農業の普及促進を図り、農業の生産性

を向上させ、魅力あるなりわいとして育てていくことが重要であり、これらの最先端の農業技術の導入には、水田の大区画化や施設の再整備が必要であることから、土地改良事業の推進も併せて実施してまいります。

次に、教育の充実についてであります。

検定試験への挑戦を応援については、令和6年度からは新規事業として、中学生が積極的に英語検定などに挑戦し、チャレンジする姿勢を身につけられるよう、応援制度を創設し実施してまいりました。令和7年度も引き続き、対象を小学生にも広げるなど拡充して実施し、挑戦者が増えるよう積極的に周知を行い、自分で目標を立て学びを進める意欲や失敗しても再挑戦する姿勢を培います。

若者の学びを支援については、土曜学習・まほろば塾として、公益社団法人全国学習協会から講師を招き、中学3年生を対象に高校受験対策のための支援を行ってまいります。また、児童生徒1人1台のタブレット端末をより有効的に活用できるよう、ICT支援員を配置し、教育の質の向上を図ってまいります。

次に、にぎわい創出事業であります。

にぎわい創出事業については、吉岡地区既成市街地の中心であります土地を購入し、今後の利活用について検討を進め、都市計画道路高田中町線の整備と道路整備に伴う吉岡市街地への波及を検討するとともに、通学児童の安全にも配慮し、にぎわいの創出を目指してまいります。

自転車を町のスポーツに、については、宮城県自転車競技場を活用し、令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼東北総合スポーツ大会の自転車競技、トラック競技が宮城県自転車競技場において、また、ロードレースが吉田地区で開催される予定となっておりますほか、2025年JOCジュニアオリンピックカップトラック及び全日本トラックマスターズが開催されます。このほか、全国連携型のイベント、サイクルボールの会場地として、全国から自転車愛好家が訪れるイベントを開催する予定であります。

廃校の活用については、旧升沢分校、嘉太神分校、難波分校のほか、吉田・鶴巣・落合の各教育ふれあいセンターの利活用を図るため、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握をするため、令和6年12月からサウンディングを実施いたしましたところ、2社からの応募があり、それぞれからご提案をいただいたところでございます。今後は、その提案内容等を精査するとともに、その利活用策を地域と共有をし、活用の方角性を模索してまいります。

最後に、健康増進についてであります。

町民の皆様が楽しみながら気軽に健康づくりに取り組めるスマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業を実施をし、自分自身の健康に対する関心を高め、日々の運動や食生活の見直しなど、健康的な生活習慣の定着化を目指してまいります。

また、白血病などの血液疾患に対しましては、骨髄移植が有効とされておりますけれども、ドナー提供までには通院や検査などの時間的な拘束を理由に提供を断念するケースがありますことから、町として骨髄バンクドナー登録及び骨髄等の提供を行いやすい環境整備に寄与することを目的に、新たなドナーに対する助成制度を実施をしてまいります。

このほか、大和町第五次総合計画の基本計画に掲げた施策のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、戦略的な観光地域づくりの展開であります。

七ツ森湖周辺整備事業につきましては、企業版ふるさと納税を活用し、四十八滝運動公園内のオートキャンプ場に新たなトイレ整備などを実施いたしました。令和7年度におきましては、蛇石せせらぎ公園に駐車場を整備するなど、大和町の観光資源を町内外に広くPRしてまいります。

また、町制施行70周年に合わせ、まほろば夏まつりの今後の在り方につきまして実行委員会と協議を重ね、本町の一大事業にふさわしいものとなるよう進めてまいります。縁結び応援事業では、婚活イベントを2回開催して、町民及び町内在勤者に出会いの場を提供するとともに、仲人ボランティアの養成研修会等を開催するほか、縁結び応援団を組織して、若い世代の人口増加を図ってまいります。

次に、安定した雇用環境の促進であります。

町内企業における地元人材確保のため、黒川高等学校での地元企業説明会を開催し、各企業の業務内容や雰囲気を感じていただくマッチング支援を実施します。また、好評であります町内在住の中学生、高校生を対象にしたオープンファクトリーでは、町内企業の工場見学会や、ものづくり体験などを通じ、地元企業への理解や興味を深めるなど、将来の就業先となる取組を実施いたします。

次に、豊かな自然とともに暮らすまちづくりの推進であります。

自然環境の保全・整備では、本町の誇りであります森林の保全・育成と豊かな自然を周遊する観光道路としての役割も期待されております。県営林道整備事業、七ツ森湖～泉ヶ岳線新設事業について、今後も計画的どおりに開通に向け積極的な協力と支援を行ってまいります。

次に、地域共生社会の実現であります。

地域福祉活動の活性化事業では、本町に暮らす高齢者、障害者などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会など一体となり、地域の支え合いや協働活動を通じ、各地区の皆様のご協力をいただきながら、生き生きサロンや敬老会を実施してまいります。

次に、子育て支援についてであります。子育て支援センター事業等による地域での子育て支援、結婚新生活支援事業や出産祝い金、医療費助成等による経済的な支援など、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援に取り組んできたところでもあります。今後も様々な機会を捉え、本町の子育て支援施策について分かりやすい情報発信に努めてまいります。また、令和3年度以降は、保育所待機児童をゼロとするなど、保育環境の充実にも努めてきたところでもあります。今後も子育て支援に取り組み、全ての子供が安心して健やかに成長できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、健やかな暮らしづくりの推進であります。

母子保健事業では、出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業について、利用者負担額の軽減を行い、産後も安心して子育てができる環境整備を一層推進いたします。

健康推進事業では、本町の健康課題として高血圧や糖尿病など生活習慣病や肥満に該当している方の割合が高い状況にありますことから、その予防や改善を図るため、健康教育事業を拡充するほか、新たに健康ポイント事業に取り組み、町民の健康意識を高め、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ります。

次に、一人一人の人生を豊かにする生涯を通じた学習であります。

「遊び場どうじょ！」事業では、各地域の教育施設などを会場に、子供と保護者、さらには地域の皆様が一体になって火おこし体験や、たこ揚げ、段ボール滑りなど、自由な発想で遊べるイベントを実施し、触れ合いを通じて地域の絆を深める事業を継続して実施をし、今後は持続可能な運営が可能となるよう組織の育成にも努めてまいります。

公民館運営事業では、学習を通じて町民の交流を深める各種講座を開設するほか、青少年教育事業では、保護者と子供が本町の自然に触れ合う機会としての星を見る会や将棋教室を継続実施をし、青少年の健全育成を図ってまいります。成人教育事業では、まほろばキッチン講座として新たな内容で料理教室を実施いたします。高齢者事業につきましては、お達者倶楽部の事業を見直し、新たにシニア向け講座として、講座ごとに受講生を募り、これまで以上に参加しやすい講座を開催してまいります。

次に、移住定住支援についてであります。

移住定住の促進に向けた取組としては、これまで首都圏等における本町のPRや、空き家改修に対する支援を実施してまいりました。令和7年度からは、ふるさと納税を活用し、奨学金を受けて高等学校や大学、専門学校等を卒業後、町内に居住し、県内で就職した方々を対象に奨学金の一部を助成する制度を開始し、本町への移住定住の促進に向けた取組を推進してまいります。

次に、災害に強く安全なまちづくりの推進であります。

町民の防災意識の向上のため、町内全ての地区で組織されました自主防災組織の育成、支援のための取組を継続実施するほか、これまで、宮城県防災力実践講座を活用して実施してきた取組を町独自で開催し、より多くの自主防災組織の皆様が取組に参加していただき、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、国土交通省と宮城県が進めております吉田川をはじめとする町内河川の河道掘削について継続的に取り組み、水害リスクの軽減が図られ、災害に強いまちづくりができますよう国・県及び関係いたします自治体と協力をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、令和7年度予算案の主な事業を述べさせていただきましたが、今後も職員が一丸となり、知恵と工夫により、自主財源の確保に努めてまいります。

このほか、本会議におきましては、条例制定及び改正、令和6年度補正予算及び工事請負契約などのほか、追加提案議案といたしまして契約案件及び人事案件を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

結びに、住民満足度の向上を目指し、町内にある様々な魅力を最大限引き出し、現有資産を十分に生かした大和町らしさを創造するまちづくりの実施、さらには次代を担う将来世代の流出を抑制するため、よりよいまちづくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

改めて、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、予算案をはじめとする諸議案につきまして慎重なるご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、施政方針の表明を終わります。

- 日程第 4 「議案第 1 0 号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 1 1 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 1 2 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 1 3 号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 1 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」
- 日程第 9 「議案第 1 5 号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 0 「議案第 1 6 号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 1 「議案第 1 7 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 2 「議案第 1 8 号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 3 「議案第 1 9 号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 4 「議案第 2 0 号 大和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 5 「議案第 2 1 号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 6 「議案第 2 2 号 令和 6 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 1 7 「議案第 2 3 号 令和 6 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 8 「議案第 2 4 号 令和 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 9 「議案第 2 5 号 令和 6 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 2 0 「議案第 2 6 号 令和 6 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 2 1 「議案第 2 7 号 令和 6 年度大和町落合財産区特別会計補正予

算」

日程第 2 2 「議案第 2 8 号 令和 6 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 2 3 「議案第 2 9 号 令和 6 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正  
予算」

日程第 2 4 「議案第 3 0 号 令和 6 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特  
別会計補正予算」

日程第 2 5 「議案第 3 1 号 令和 6 年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第 2 6 「議案第 3 2 号 令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 2 7 「議案第 3 3 号 令和 4 ～ 9 年度大和町吉岡西部土地区画整理事  
業造成工事請負契約の変更について」

議 長 （今野善行君）

日程第 3、議案第 9 号 大和町レンタサイクル条例から日程第 27、議案第 33 号 令  
和 4 ～ 9 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更についてまで  
を一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

皆さん改めましておはようございます。議案書の 1 ページをお開き願いたいと思い  
ます。

議案第 9 号で大和町レンタサイクル条例でございます。

令和 3 年度よりレンタサイクル事業は実施要綱を定め実施しており、受付貸出し業  
務等を地域振興公社に委託しておりましたが、令和 7 年度より受付業務変更に伴い一  
般会計の歳入とするため、地域自治法の第 228 条に基づき条例を定めるものでござい  
ます。

第 1 条は、目的を規定しております。

町民、観光客その他本町を訪れる者に自転車を貸し出すことにより、移動の利便性  
を図り、もって健康増進、観光の振興及び交流の促進に資することを目的といたして  
おります。

第 2 条は、貸出し及び返却場所を規定しておりまして、返却場所につきましては規  
則で定めるところでございます。

第 3 条は、使用時間及び休業日を規定しております。午前 9 時から午後 4 時までを

使用時間といたしまして、休業日としましては12月1日から翌年の3月31日までの冬期間は休業という形に定めております。

第4条は、使用料を規定しております。別表1に定める使用料を定めております。

第5条は、使用料の減免を規定してございます。

第6条は、使用料の返還を規定しております。

2ページをお願いいたします。

第7条は、規則への委託を規定してございます。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

改めまして、別表第1につきましては、普通自転車3時間以内が300円、電動アシスト自動車が500円、2人乗り自転車が500円、3時間を超える場合は1時間ごとに100円を加算するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、よろしくお願いいたします。議案書3ページをお願いいたします。

議案第10号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、説明のために資料を用意しておりますので、別ファイルの説明資料1ページをご覧ください。

この条例で規定しております非常勤特別職の報酬額につきましては、日額報酬の特別職では令和2年4月に現在の額に改定しており、5年が経過しようとしております。

今回の改正は、令和6年人事院勧告に基づき、町職員の給料について国の改定率に準じて改定しており、非常勤特別職におきましても、その改定率を基に報酬額を改定いたしますものでございます。

それぞれの期間ごとの年額、日額の別、改正前、改正後、引上げ額は、表のとおりでございます。

資料2ページをお願いいたします。

参考としてございますが、地方公務員法等の改正により令和2年度に非常勤特別職

から私人に移行することとされました行政区長、交通安全指導員、公民館分館長、この職の方につきましては、報酬ではなく謝金とされ、規則でその謝金額を規定しておりますが、それぞれの該当規則の改正により表のとおり非常勤特別職と同様の引上げ改定を行うものとしております。

それでは、議案書 3 ページにお戻り願います。

新旧対照表の下線が引かれている部分につきまして、先ほど説明したとおり報酬額の改正を行うものでございます。

議案書 6 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたすものでございます。

続きまして、議案書 7 ページをお願いいたします。

議案第11号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の給与条例につきましては、昨年12月23日開催をいただきました随時会議におきまして、令和 6 年人事院勧告に係るもののうち、改正の影響が令和 6 年度中に係る部分の改正を行っております。今回の条例改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降にその改正が関わる部分につきまして改正するものでございます。

それでは、新旧対照表、第10条扶養手当の改正でございます。

扶養手当につきましては、配偶者に係る手当 6,500 円が廃止され、満 22 歳までの子につきましては、1 万円を 1 万 3,000 円に引き上げるものでございます。

この改正は、段階的に 2 か年で改正するものとし、附則におきまして、その手法を規定しております。その他、文言の整理と第 5 項では支給に関し規則への委任規定が設けられ、8 ページの第 11 条は手続等規則の中で規定するため、削除としております。

9 ページをお願いいたします。

第 12 条地域手当の改正では、支給地域の大きくくり化に伴います級地の見直しとなされ、都道府県単位が基本とされました。宮城県は支給対象地域にはありませんが、個別に仙台市、多賀城市が改正後の条例で 4 級地に支給されております。

第 12 条の 3 につきましては、地域手当の異動保障についての規定ですが、10 ページ、11 ページにおきまして、現在 2 年間としている異動保障を 2 年から 3 年に延長する改正でございます。

12 ページをお願いします。

第 13 条の住居手当では、配偶者の定義を明確にするもの。

第 14 条通勤手当及び第 14 条の 2、15 ページからとなりますが単身赴任手当の改正は、

支給限度額を月額5万5,000円から15万円に引き上げ、そのほか支給要件についても拡大するものでございます。

16ページをお願いします。

第21条の2 管理職員特別勤務手当は、平日の支給対象時間帯を午前零時だったものを、午後10時から翌日の午前5時まで拡大するもので、第24条の3 特定の職員の適用除外は定年前再任用短時間勤務職員等への手当支給の拡大するものでございます。

次に、17ページから20ページの給料表の改正は、係長級3級以上の職員を対象とする改正となります。各職務の級では、職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間人材等の処遇を確保する観点から、昇格に伴う給料月額増加額の設定を見直すため給料表を再度改正いたすものでございます。改正後の9号俸への切替えは、附則において、号俸の切替え表を設定し実施するものでございますが、切替えにより現在受けている給料月額に変更は生じないものとなります。

20ページをお願いします。

附則でございますが、第1条では改正条例の施行は令和7年4月1日からとしております。

第2条、第3条は、号俸の切替えに関する規定であり、その方法等につきましては、22ページから25ページまでに規定する号俸の切替え表によるものでございます。

第4条以降は、改正条例における必要な経過措置等を規定しているものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

議案第12号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。そしてこれは育児・介護休業法と言われております。及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、これが令和6年5月に公布され、男女とも仕事と育児、介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡大や介護離職防止のための雇用環境整備等の改正が令和7年4月1日に施行されることとなります。

新旧対照表18条の部分休業の承認でございますが、今回の育児・介護休業法の改正に伴い、第3項で引用している法の条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、改正法と同様令和7年4月1日から施行いたす

ものでございます。

それでは、27ページをお願いいたします。

議案第13号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で  
ございます。

本条例の育児・介護休業法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の育児、介護に関する部分の関係条項について所要の改正を行うものでございます。

初めに、第8条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しておりまして、子を養育する職員が当該子を養育するため超過勤務の免除をする場合、その対象となる職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から、改正後では小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものでございます。

28ページ第15条は、介護休暇についての規定でありまして、要介護者について配偶者及びその他の者の定義を明確にするものでございます。

そして、新たに18条の2として、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認を、29ページをお願いいたします、18条の3として、勤務環境の整備に関する措置を加えまして、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、職場環境の整備を規定するものでございます。

附則といたしまして、第1条では、条例の施行を令和7年4月1日からといたし、第2条では、その施行につきましての経過措置を規定しております。

次に、30ページをお願いいたします。

議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で  
ございます。

刑法等の一部を改正する法律につきましては、令和4年6月に公布され、刑事施設に拘置して刑務作業を行わせる懲役と、そうではない禁固の2種類の自由刑が廃止され、拘禁刑が創設され令和7年6月1日に施行されることとなります。

本町の例規において、6つの条例で懲役または禁固を引用しておりますことから、一括して正条例で改正いたすものでございます。

初めに、第1条は、大和町表彰条例でございまして、第11条の特別待遇の廃止では禁固。次に、第2条大和町個人情報保護法施行条例におきましては、附則の第4条の経過措置。第3項から次の31ページの第5項中におきまして懲役。第3条の大和町個人情報保護審査会条例では、第17条の罰則及び附則第6項の経過措置中の懲役を。32

ページをお願いいたします。第4条の大和町議会の個人情報の保護に関する条例では、第6章罰則の52条から54条までの中の懲役を。33ページをお願いいたします。第5条では、大和町職員の給与に関する条例では、期末手当を規定している第22条の2第3号、第4号及び第22条の3第1項第1号、次の34ページの第5項第1号中の禁固を。そして第6条では、大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例では、条例中の第4条の欠格条項第1号の禁固をそれぞれ拘禁刑に改めるものでございます。

35ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項では、この条例は改正法と同様に令和7年6月1日から施行するものでございます。第2項及び第3項では、罰則の適用等に関する経過措置を規定し、第4項では、人の人格に関する経過措置を、第5項では、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭先ほどの資料で総務課長のほうから訂正がございますのでお願いします。

総務課長（千葉正義君）

それでは、大変申し訳ございませんでしたが、先ほど議案第10号で説明をいたしました、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の条例の資料の中で誤りがありましたので、おわびと訂正をお伝えさせていただきます。

1ページの表の上から四つ目の機関名、情報公開審査会以降一番下の上記以外の委

員会等の部分で、改正後と改正前の表示が逆になっておりました。大変申し訳ございませんでした。この部分につきましては訂正をさせていただき、後ほどデータのほうを用意させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書36ページをお願いいたします。

議案第15号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町手数料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正点につきましては、2点でございます。

1点目は、条例第2条第13号の狂犬病の予防注射の接種手数料を削除とするものでございます。

2点目は、条例第8条盲導犬に係る手数料の免除における規定内容と、別に定めております大和町盲導犬に係る登録手数料等の免除に関する規定における規定内容等に条項のずれが生じ整合性が取れていないことから、今回整理するものでございます。

初めに、条例第2条第13号に規定しております狂犬病の予防接種の手数料につきましては、現在、町と公益社団法人宮城県獣医師会との業務委託契約により実施しており、予防接種費用を飼い主から手数料として徴収し、同額を町が業務委託料として支出しているところでございます。今回、宮城県獣医師会より、本年4月から物価高騰等を理由に予防接種の手数料改定を実施したい旨の依頼があり、手数料改正に当たり、手数料徴収条例の改正時期等を含め、改めて内容の整理を進めてきたところでありますが、狂犬病の予防接種の手数料については、その性質が受益者からそのサービスに要する実費を徴収する実費徴収金に当たることから、手数料として条例で規定し徴収するものではないとされるため、これまでの規定を削除とするものでございます。

次に、条例第8条盲導犬に係る手数料の免除において、条例第2条第12号から第15号までの手数料を免除することができると規定しておりますが、別に定めます大和町盲導犬に係る登録手数料等の免除に関する規則において免除対象について規定しておりますが、条例第8条において規定されている免除できる条項にずれが生じ整合性が取れていないことから今回整理するものでございます。条例第8条中、条例第2条第12号から第15号を条例第2条第12号から第16号までと改めるものであります。

附則でございます。施行日につきましては、令和7年4月1日からとしております。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第16号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものであります。

今回の改正につきましては、令和5年12月に公布されました母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことを受け、参酌して定める条例を改正するものであります。

第23条掲示について、保育施設の契約時に重要事項説明書を保護者に対して配付する必要がありますが、見やすい場所、玄関等に書面で掲示することが義務づけられております。今回これに加え、インターネット上で公衆の閲覧に供することが必要となったため条文を追加するものであります。

次に、37条利用定員についてであります。内閣府令の改正により、引用条文の変更が生じたものであります。

38ページをお願いいたします。

第42条特定教育・保育施設等との連携についてであります。第2項と第3項を新たに加え、従来の項を繰り下げるものであります。第2項、第3項につきましては、保育内容支援について、地域型保育事業者同士の連携を可能とするものであります。

次に、39ページから40ページをお願いいたします。

第4項、第5項の改正については、代替保育について地域型保育事業者同士の連携を可能とするものであります。

次に、41ページをお願いいたします。

41ページには、第51条特別利用地域型保育の基準について、読替条文で引用条文を改めるものであります。

次に、42ページをお願いいたします。

第53条電磁的記録等についてであります。電磁的記録媒体を「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」の記載がありますが、特定の記録媒体にとらわれない幅広い媒体が使用可能であることを明確に示す改正を加えるものであります。

附則第5条連携施設に関する経過措置についてであります。条例施行から10年を経過措置を、5年間延長しまして15年と改めるものであります。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

議案書43ページをお願いいたします。

議案第17号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものであります。

令和6年公布されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、条例の参酌基準が改正されたため、合わせるよう町の条例を改正するものであります。

第6条保育所との連携についてであります。第1項第1号の改正は、第2項に新設する保育内容支援の定義づけを行うものであります。第2項、第3項を新たに加え、従前の項を繰り下げ、第2項、第3項については、保育内容支援について地域型保育事業者同士の連携を可能とするものであります。

次に、44ページをお願いいたします。

第4項、第5項の改正につきまして、代替保育について地域型保育事業者同士の連携を可能とするものであります。

次に、45ページをお願いいたします。

第16条食事の提供の特例についてであります。栄養士法の改正が行われ、これまでは管理栄養士を取得する際には栄養士資格を持ったものでなければ受験できなかったところありますが、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許が不要となります。これを受けて、栄養士または管理栄養士と記載を改めるものであります。

45ページから46ページにかけて、第29条、第31条、第44条、第47条についてであります。いずれも令和6年公布の児童福祉の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、3歳児から5歳児の保育配置基準の見直しが行われ、3歳児が20人に1人が15人に1人へと、4歳児以上児は30人に1人が25人に1人と変更になるものに合わせて条例の改正を行うも

のであります。

47ページをお願いいたします。

附則の第3条でございます。連携施設に関する経過措置について、条例施行から10年の経過措置を5年間延長し15年と改めるものであります。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案書48ページをお願いいたします。

議案第18号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

大和町病後児保育施設条例の一部を次のように改正するものであります。

病後児保育事業につきましては、現在、公立黒川病院に委託をし実施しているところではありますが、令和7年4月1日から富谷市成田にあります済生会こどもクリニックにおいて、病児・病後児保育事業の委託契約を締結し、小学校6年生までの受入れをしていただくこととしております。これに併せ、黒川病院の病後児保育の対象児童の年齢を引き上げて同水準とするものであります。

第7条対象児童について、対象年齢を小学校3年生から小学校6年生までと引き上げるものであります。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

議案書49ページをお願いいたします。

議案第19号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例であります。

大和町児童館設置条例の一部を次のとおり改正をするものであります。

今回の条例改正につきましては、宮城県の監査指導を受け、児童遊園の運営協議会を設置するよう指導を受けたため、その内容を改善するため条例の改正を行うものであります。題名を児童館から児童遊園を追加するため、児童福祉法第40条に定める2つの児童館と児童遊園の総称でございます児童厚生施設の設置条例と改めるものであります。

第1条の設置については、児童福祉法参照条文を第7条の児童福祉施設から、第40条の児童厚生施設へ改めるものであります。児童福祉施設が大分類で、児童厚生施設は児童福祉施設の一つの分類となり、屋内児童厚生施設の児童館と屋外児童厚生施設の児童遊園がこれに該当をしてきます。これにより、表中に児童遊園を新たに追加するものであります。

50ページをお願いいたします。

第2条運営協議会についてであります。これまで、それぞれの児童館に児童館運営協議会を設置すると規定しておりましたが、地区単位で児童厚生施設運営協議会を設

置するよう規定を改正するものであります。運営協議会では、児童館分と児童遊園分を同時開催とするものであります。

第3条庶務についてでございます。これまで第2条で児童館の運営協議会を設置すると規定していたため、児童館長が運営協議会の庶務を担っておりましたが、吉岡、宮床、もみじヶ丘、杜の丘の4館は運営業務を委託しており、所掌事務を町で行っていることを踏まえ、また、児童遊園の管理、遊具点検、除草等を町で行っていることを踏まえ、協議会の事務は児童館と子ども家庭課が共同で行っていく旨を明記するものであります。

第4条委任については、条ずれを更生するものであります。

附則でございます。第1項としまして、この条例は令和7年4月1日から施行をするものであります。第2項経過措置としまして、改正後の以前の行為はこの条例により行われたものとみなします。第3としまして、児童遊園の設置を定めておりました大和町児童遊園設置及び管理条例を本条例で一本化するため廃止を行うものであります。

議案書51ページをお願いいたします。

議案第20号 大和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。

大和町子ども・子育て会議条例の一部を次のとおり改正をするものであります。

こども基本法が施行されたことに伴い、子ども・子育て会議の委員として子供の貧困対策に従事する者を追加するものであります。

第1条については、根拠法令を定義するものであります。

第2条としまして、定義についてこども基本法を追加いたすものであります。

第3条としまして、所掌事務について新たに定義を行うものであります。

第4条組織について、第2項第4号、第5項にこども基本法にあるこどもの貧困対策に向けた対策関連の内容を追加するものであります。

議案書52ページをお願いします。

第4条から第9条まで、1条ずつ繰下げを行うものであります。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行をするものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

商工観光課企業立地推進室長 星 正己君。

商工観光課企業立地推進室長 （星 正己君）

それでは、議案書53ページをお願いいたします。

議案第21号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正につきましては、第一仙台北部中核工業団地が完売したことに伴い、宮城県また宮城県土地開発公社と協議の上、利便施設等に位置づけされておりましたセンター用地を分譲用地とするため、大和町企業立地促進条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表のほうをご覧願います。

第2条第1号日本標準産業分類の改正年度に伴う変更でございます。

第3号につきましては、第一仙台北部中核工業団地地域のセンター用地を重点区域として改めるものでございます。

第4号、第5号につきましては、新設、企業者それぞれの定義を明確にするものでございます。

第7条第2項第2号につきましては、用地取得助成金の交付について制限を設けるものでございます。

54ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは、議案書の55ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第9号）につきましても準備をお願いいたします。

議案第22号 令和6年度大和町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ7億7,496万3,000円減額いたしまして、予算の総額を163億354万3,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により設定するものでありま

す。

第3条債務負担行為の補正は追加、廃止、変更がございまして、第3表債務負担行為補正によるものであります。

第4条地方債の補正は、追加と変更であります。第4表地方債補正によるものであります。

続きまして、議案書の59ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。令和7年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、3款1項非課税世帯等生活支援は9,886万円。

3款1項保健福祉総合センター大規模改修実施設計は1,326万2,000円。

5款1項下ため池改修等は1,776万7,000円。5款1項鶴巣地区農業環境整備事業は5,250万円。

6款1項シティプロモーション動画作成は110万円。6款1項蛇石せせらぎ公園駐車場整備は1,705万円。

7款1項土地明渡請求等は124万6,000円。7款2項道路維持管理は3,000万8,000円。7款2項道路改良は1億4,986万6,000円。7款3項河川改良は6,615万円。7款4項市街化区域編入方策検討は410万円。7款4項吉岡西部土地画整理事業区域外道路整備等は6,325万円。7款5項町営西原第1住宅2号棟給排水管等更新は2,087万4,000円。

8款1項木造住宅耐震改修工事助成は110万円。

9款2項小学校空調施設整備は1億6,282万9,000円。9款3項中学校空調施設整備は7,220万9,000円。

続きまして、60ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正は、追加と廃止、変更でございます。

追加は3件ございます。本年3月中に発注調達行為を行い、4月早々からの業務を行うため、債務負担行為の承認をお願いするものでございます。期間につきましては、全て令和6年度から令和7年度までとなっております。また、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2つ目の表は、廃止でございます。廃止については、1件でございます。宮城電子申請サービスについて、既存のシステムで対応が可能であったため廃止するもの。

3つ目の表は、変更でございます。変更につきましては2件ございまして、金額に

ついて記載のとおり変更をお願いするものであります。

続きまして、61ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。

初めに、追加でございます。地方税の減収を補うため、減収補填債を借り入れるもので、限度額、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

次に62ページ。変更でございます。全部で5件でございます。補正前は合計で5億8,930万円。補正後は4億3,730万円に変更するものであります。事業費の確定や見込み等による変更であります。

初めに、脱炭素化推進事業債は、公用車購入に要した借入れで事業費確定による減額。公共施設等適正管理推進事業債は、まほろばホール長寿命化改修等に要した費用の確定による減額。公共事業等債は魚板橋及び簀垣橋補修工事等の確定見込みによる減額。緊急浚渫推進事業債については、湯名沢川堆積土砂撤去の確定による減額です。緊急自然災害防止対策事業債は、町道山下大沢線ほかの舗装修繕工事等の確定及び見込みによる減額です。

続きまして、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款1項2目法人につきましては、調定見込みによる減額。2項1目固定資産税につきましては、収入見込みによる増額であります。3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割、2目種別割、次の4項1目町たばこ税につきまして、それぞれ収入見込みにより減額するものです。

7款1項1目地方消費税交付金につきましては、収入見込みによる増額。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、実績見込みによる減額。

14款1項2目教育費分担金は、日本スポーツ振興センターの分担金で対象者の確定により減額するものです。2項1目民生費負担金2節は保育所運営費の増額と放課後児童クラブ延長利用料について、利用者の確定見込みにより減額するものです。

15款1項使用料につきましては、それぞれ実績見込みによる補正で、1目総務使用料は減額、3目農林水産使用料は増額、5目土木使用料は増額、6目教育使用料につきましては減額をするものです。

次に、2項手数料です。1目総務手数料1節は、今後の見込みによる減額。2節督促手数料は実績見込みにより増額。3目衛生手数料1節は、実績見込みによる減額。2節飼い犬手数料は、実績見込みにより増額をするものです。

5ページをお願いいたします。

16款 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、1 節、4 節、5 節がございますが、各負担金につきましてそれぞれ交付決定及び実績見込みによる増額と減額でございます。2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節、2 節は事業実績見込みにより増額するもの。3 節から 5 節は事業実績見込みによる減額です。2 目民生費国庫補助金 2 節は子ども・子育て支援等に係る事業実績見込みによる増額。3 節は出産・子育て応援給付金事業費の確定により減額するものです。3 目衛生費国庫補助金は、1 節新型コロナワクチン接種につきまして、実績見込みによる減額。

6 ページに入りまして、2 節は伴走型相談支援事業費の実績見込みによる減額。5 目土木費国庫補助金の 1 節は、魚板橋、簀垣橋等の補修工事、もみじヶ丘 4 号幹線詳細設計等、2 節は西原第一住宅の給排水等更新工事について、それぞれ確定見込みによる減額です。6 目消防費国庫補助金につきましては、事業の確定見込みによる減額。7 目教育費国庫補助金の 1 節及び 2 節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費など実績見込みによる増額のほか、吉岡小学校改築事業に要します補助金の増額であります。6 節は情報機器整備補助金でタブレット端末整備に係る調査等業務の実施時期見直しによる減額です。3 項 1 目総務費委託金 1 節は演習場周辺対策に係る委託金で、収入見込額確定による増額。2 節は外国人登録事務費の確定見込みによる減額です。3 目土木費委託金は竹林川遊水地管理等業務に要する費用の額確定による減額であります。

17款 1 項 1 目総務費県負担金は、移住支援事業費の確定による増額。2 目民生費県負担金の 1 節、4 節、5 節は、国庫負担金と同じ事業でありまして、法定負担分により交付されるもので全体では増額となります。

7 ページをお願いします。

2 項 2 目民生費県補助金 3 節、4 節は、対象者数の見込みにより増額及び減額するものです。3 目衛生費県補助金 1 節は実績見込みによる増額。2 節は事業費確定見込みによる減額です。4 目農林水産業費県補助金 1 節は各種事業の確定及び実績見込みにより減額するもの。2 節は林道強度補修工事の確定により減額するものです。5 目消防費県補助金、6 目教育費県補助金は、事業の実績見込みによる減額です。

8 ページに入りまして、3 項 1 目総務費委託金の 4 節、5 節はそれぞれの事業費確定による減額。2 目土木費委託金は樋管操作管理費の確定による増額です。

18款 1 項 1 目 1 節町有財産貸付収入は、実績見込みによる増額。2 目利子及び配当金につきましては、見込みによる増額。3 目基金運用収入については、財政調整基金で運用しておりました債権の満期により購入金額より多く元金に戻るため追加するもの。2 項 1 目不動産売払収入は、吉田川河川改修関連の土地売払いによる収入があつ

たため増額するものです。

19款1項4目ふるさと寄附金につきましては、企業版ふるさと寄附金の確定見込みによる追加。

9ページをお願いいたします。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、3月補正の財源調整による減額です。4目ふるさと応援基金繰入金、5目森林環境譲与税基金繰入金、6目学校教育施設整備基金繰入金は、充当事業費の確定見込みによりまして減額するものでございます。

22款5項2目雑入は、それぞれの事業等で実績及び実績見込みにより増額及び減額するものです。

23款1項1目総務債から6目減収補填債につきましては、先ほど議案書の61、62ページでご説明した第4表地方債補正と同内容でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、引き続き事項別明細書11ページ。歳出となります。

1款1項1目議会費でございます。1節及び3節は、議員改選に伴います議員報酬、期末手当の確定。4節は議員共済会負担額の変更に伴います減額でございます。

なお、以降の各款項目の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、給料及び各手当の執行見込み、共済費の実績見込みなどにより調整するものでございますので、特別の事情がある場合を除き説明を省略させていただきますことをご了承願います。

8節は本会議及び委員会などの費用弁償、随員職員の旅費確定見込み。10節は議会広報紙等の印刷費及び議場スピーカー修繕費の支出確定によるもの。11節は委員改選に伴います議場内の議席及び正副議長室の名札書換の支出確定。18節は各種研修会及び全国基地協議会等負担金の支出確定により、それぞれ減額いたすものでございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

12ページをお願いいたします。

3節のうち、パートタイム会計年度任用職員は長期休職等による対応の実績により

減額するものでございます。7節につきましては、行政区長への謝金、顧問弁護士料、職場内研修の講師謝礼の実績見込みにより減額いたすものでございます。8節につきましては、職場内研修開催時の講師費用弁償、研修所等への派遣研修の旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当の実績見込みにより減額いたすものでございます。12節は、職場内研修の外部講師派遣業務及び人間ドック等の検診業務の実績見込みによる減額。18節は、職員研修受講に係る研修所への負担金と研修所運営に係る運営費の確定に伴います減額でございます。

続きまして、2目文書広報費でございます。3節は、みやぎふるさとCM大賞への応募作品作成に係る関係職員の時間外勤務手当の確定による減額。7節は広報記事作成策定等の謝礼、広報モニターへの記念品の実績見込み。10節は町民懇談会開催時の飲物代、広報たいわに関わる印刷製本費の実績見込み。13節はCM大賞収録時の駐車料金の実績により減額するものでございます。17節は広報取材用デジタルカメラの購入実績。18節は日本広報協会広報セミナーの額確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、3目財政管理費でございます。12節は公会計システム保守業務の確定による減額。24節は財政調整基金ほかにつきましては、利子の積立てを行うため積立金を増額するものであります。

続きまして、5目財産管理費につきましては、鶴巣防災センター管理費。13ページに入りまして、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費につきまして実績見込みにより減額をするものでございます。10節光熱水費は役場庁舎の電気料、修繕料について実績見込みによる減額。11節は除雪機点検業務の額確定による減額。12節の業務委託は施設点検、マイクロバス運転業務などの実績見込みによる減額です。14節は庁舎の改修工事等を実施予定でしたが、一部実施を見送ったものがございしますので減額するものであります。18節は防火管理者資格取得講習会受講料の減額。24節は庁舎建設基金積立金の減額。27節は土地開発基金積立金の利子を繰り出しするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費のうち、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、移住定住促進事業費及びふるさと寄附金につきましては、事業の実績見込みに伴います予算の調整を。大和町総合計画策定費につきましては、改定に向けて業務委託等につきまして予算を計上しておりましたが、業務委託費につきましては契約上前払い金が不要とのことで改めて令和7年度のほうへ予算を計上したための減額でございます。地域おこし協力隊につきましては2名分の予算を計上しておりましたが、応募等がなかったことから関係します費用を減額するものでございます。

それでは、1節につきましては、総合計画審議会委員報酬の確定見込みのほか、地域おこし協力隊報酬の減額でございます。3節は米軍実弾射撃移転訓練等に伴います時間外手当の実績見込みのほか、地域おこし協力隊の期末勤勉手当の減額でございます。4節は地域おこし協力隊員に係ります共済費の減額。7節はまちづくりワークショップ等に係ります報酬費の減額でございます。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償の確定見込み、地域おこし協力隊の研修旅費、通勤手当等の減額でございます。

14ページをお願いいたします。

10節は事務用消耗品費代、公用車の燃料代、地域おこし協力隊のお試し住宅の光熱水費及び修繕料の減額でございます。11節は地域協力隊の活動に係ります通信運搬費及び保険料の減額でございます。12節は総合計画策定業務の改定のための予算を減額するものでございます。改めて新年度のほうに予算を計上しております。よろしくお願いいたします。13節は地域おこし協力隊活動の事業視察時の車借上げ及び住宅の借上料の減額でございます。14節はテレビ共同受信施設に係る工事費の確定による減額でございます。17節は地域おこし協力隊に係ります備品購入費の減額でございます。18節負担金は地域おこし協力隊に係ります研修参加負担金の減額でございます。補助金は子育て世帯等移住・定住応援事業、三世代同居応援事業、空き家等活用事業等の実績見込み、地域おこし協力隊の活動費の減額でございます。また、県移住支援事業は1件の予定が3件となることから2件分の補正をお願いするものでございます。24節ふるさと応援基金の基金は利子分を、今回予算をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。11節はホームページ等ネットワーク通信契約等の確定見込みによりまして減額いたすものでございます。12節は自治体情報の標準化に向け、個別のシステムのデータ移行の基幹業務の確定と電算機器保守費用の確定額。13節は電算機器の機械借上料、ファイアウォール等ウイルス対策システム利用料、ウイルス対策によるもの。システム利用料につきましては、それぞれ契約額の確定による減額でございます。18節は県高度情報化推進協議会及び電子申請システム共同利用負担金の額確定による減額のほか、DX推進のため国の制度、地域活性化起業人事業というものを活用いたしまして、本年2月から3年間、令和10年1月まで民間からの人材派遣を受けることとしておりまして、本年度分の人件費相当分、赴任に係る部分につきまして負担金として予算措置をお願いいたすものでございます。なお、この事業につきましては、令和7年度以降につきましては、特別交付税により全額措置されることとなっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

引き続きよろしくお願いいたします。

事項別明細書14ページをお願いいたします。

2款1項8目出張所費でございます。8節は職員旅費を実績見込みにより減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

10節はコピー料金等消耗品費を実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長 甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

9目交通対策費8節は交通安全指導員の費用弁償と確定見込みによる減額。10節は広報車の燃料費実績見込みによる減額。11節は交通安全指導員の交通災害保険料の確定による減額となります。

次に、10目無線放送施設管理費10節需用費は、防災行政無線の電気料。12節は防災行政無線同報系及び移動系に係る保守点検費用の確定見込みによる減額でございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

総務課長 千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。1節及び8節につきましては、男女共同参画推進審議会の開催実績により減額。7節は男女共同参画推進研修会講師謝礼の確定により減額いたすものでございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。7節は消費生活講座講師謝礼の確定。8節は消費生活相談員費用弁償の実績見込みにより減額をいたすものでございます。

次に、13目諸費のうち、総務課所管分でございます。事業内訳のうち、一般管理費8万3,000円の減額は、7節中学生の人権作文コンクール参加賞5万5,000円と町村会総合賠償補償保険の確定2万8,000円によるものでございます。

続きまして、表彰費は令和6年度の功労表彰者等の確定により7節で33万5,000円を減額するものでございます。そして結婚支援事業費では、婚活イベント開催時に予定しておりました会場借上げ、車両の借上げについて実績により、13節62万2,000円を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

同じく諸費、町民生活分としまして、自衛官募集事務費、空き家等対策事業費でございます。1節は空き家等対策協議会に係ります報酬を実績見込みにより減額するものでございます。8節は空き家等対策協議会に係ります委員費用弁償、自衛官募集事務に係ります職員旅費をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

10節は空き家等対策協議会に係ります食糧費を実績見込みにより減額するものでございます。12節は空き家等実態調査額確定により減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

15ページ。13目諸費の部分でございますが、防災対策費31万9,000円減につきまして、防犯カメラ設置工事の確定による減額でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

税務課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

続きまして、2項徴税費1目税務総務費でございます。3節時間外勤務手当は、申

告事務等で時間外勤務時間が増加をしておりますことから、枠外時間外手当の増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。3節は定額減税事務作業の完了により減額するもの。7節は納税貯蓄組合における完納報奨金の実績見込みにより減額するもの。10節及び11節は定額減税業務におけるコピー代、消耗品、通信通知書等の印刷代、同じく通知書の郵送代、給付金の口座振込手数料の実績により減額するもの。12節は納税通知書や定額減税申告書等の発送業務、申告システム改修業務等の実績により減額するもの。13節は滞納管理システム借上料の実績並びに徴収業務の際の有料道路と駐車場の利用実績見込みにより減額するもの。18節は地方税共同機構への収納手数料負担金の実績により減額するもの。19節は定額減税補足給付金の事業実績により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

それでは、17ページをお願いいたします。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。10節は移動届出用紙等印刷製本費を実績見込みにより減額するものでございます。12節は戸籍の氏名の振り仮名法制化対応システム改修に係ります戸籍通知機能業務額確定による減額及び戸籍附票連携業務については、前年度対応により減額するもの。そのほか戸籍システム標準化対応クラウド移行業務については、履行期間を本年10月に変更したことにより、本年度中の歳出見込みがないことから今回減額するものであり、令和7年度当初に改めて予算措置をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、4項3目衆議院議員選挙執行費でございます。第50回衆議院議員総選

挙は衆議院が令和6年10月9日に解散し、10月15日公示、10月27日に投開票となり、本町の当日有権者2万2,981人、投票者数1万1,748人、投票率は51.12%となったところでございます。1節から13節までは選挙執行が完了となり、執行経費が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、18ページをお願いいたします。

5項1目統計調査費につきましては、農林業センサス等の統計調査費に係ります確定見込みといたしまして、1節、2節、3節及び4節を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。1節及び8節は監査及び検査等の実績見込みにより減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして、3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費につきましては、事業実績見込みにより減額をするものでございます。1節は民生委員推薦会委員の報酬を減額するものでございます。8節は民生委員推薦会委員の費用弁償の減額。10節は令和6年9月まで実施をいたしました非課税世帯等生活支援臨時給付金の実績確定による事務用品及び封筒印刷代等の減額及び民生委員推薦会開催時のお茶代の減額で

ございます。

19ページをお願いいたします。

11節は非課税世帯臨時給付金実績確定によります郵便料及び振込手数料を減額するものでございます。18節は町社会福祉協議会補助金の執行見込みによる減額。19節は非課税世帯給付金実績確定による給付金の減額。24節は長寿社会対策基金積立金利子の積立てによる増額。27節は町民生活課所管になりますが、財政安定化支援事業の額の確定及び保険基盤安定負担金の確定に伴い、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を減額するものでございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、事業実績見込みにより減額をするものでございます。7節は満100歳の特別敬老者が1名減少したことによります、本人への記念品と同居家族への記念品に係る費用を減額するものでございます。19節は100歳になられた方への特別敬老祝い金、町の措置にて施設入所しております方々の老人保護措置費、75歳以上の方への高齢者タクシーの扶助費、それぞれの事業の実績見込みによりまして減額するものでございます。27節は介護保険事業勘定特別会計への地域支援事業費、介護給付費等に係ります繰出金を減額するものでございます。

続きまして、4目障害福祉費につきましては、事業実績見込みにより減額するものでございます。12節は障害者区分認定調査委託料、グループホーム体験ステイ事業、訪問入浴サービス事業等の実績見込みにより減額をするものでございます。18節は障害者自動車運転免許取得補助金及び自動車改造補助金の実績見込みによる減額。19節は日常生活用具給付費、自立支援医療費、厚生医療給付費、補装具給付費などの障害福祉サービス費及び成年後見制度利用支援事業、福祉タクシー助成事業等の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

22節は令和5年度宮城県自立支援医療費、育成医療負担金、令和5年度宮城県療養介護医療費等負担金の額確定に伴い増額するものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費につきましては、事業実績見込みにより減額をするものでございます。12節は保健福祉総合センター計画改修の実施設計業務の額の確定によります減額。14節は保健福祉総合センターの側溝蓋交換工事の実績額確定により減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。27節は後期高齢者医療特別会計への繰出金としまして、保険基盤安定負担金分を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費は、児童福祉総務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、子ども・子育て支援対策費、児童支援センター事業費に要する経費について補正をお願いするものでございます。1節は子ども・子育て会議の開催回数確定により減額をお願いするものであります。2節、3節、4節は、子ども家庭支援員の中途退職により、不用額をそれぞれの科目の減額をお願いするものであり、3節の時間外勤務手当につきましては、実績見込みにより増額をお願いするものでございます。7節はことばの教室講師謝礼と虐待防止対策地域連絡協議会代表者会議委員謝礼の額確定により、減額をお願いするものでございます。8節は子ども・子育て会議委員費用弁償について実績により減額をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

10節は子育て情報誌印刷製本について額確定により減額をお願いするものでございます。11節は児童支援センター電話料の実績に応じ減額をお願いするものでございます。12節は児童遊園の遊具点検業務、第3期の子ども・子育て支援事業計画策定支援業務の額確定に伴い減額をお願いするものでございます。18節につきましては、子育て支援サポートサークルの補助金を減額するものでございます。19節はあんしん子育て医療費について実績見込みにより増額をお願いするものでございます。22節は令和5年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金補助事業の額確定により償還金をお願いするものでございます。

2目児童措置費でございます。児童措置費は、児童手当支給事業、出産・子育て応援交付金給付事業に要する経費について補正をお願いするものでございます。1節と

8節につきましては、児童手当定期払いに係るパートタイム会計年度任用職員の報酬、通勤手当の額確定に伴い減額をお願いするものでございます。11節は児童手当に係る郵送料について額確定に伴い減額をお願いするものでございます。18節は出産・子育て応援交付金給付事業の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。22節は令和4年度出産・子育て応援交付金補助事業の額確定に伴い償還金をお願いするものでございます。

3目母子福祉費でございます。母子福祉総務費に係る経費について補正をお願いするものでございます。12節につきましては、額確定に伴い減額をお願いするものでございます。19節は母子・父子家庭医療費について実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

4目保育所費でございます。保育所費は、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所費、子育てのための施設等利用給付費及び病後児保育事業に要する経費について補正をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

1節、3節、4節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当、社会保険料について、実績見込みによる減額をお願いするものでございます。時間外手当につきましては、もみじヶ丘保育所職員に係る実績に応じ増額をお願いするものでございます。7節につきましては、もみじヶ丘保育所職員研修の講師謝礼の額確定により減額をお願いするものでございます。8節は職員研修の講師費用弁償の額確定、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当の額確定により減額をするものでございます。10節は保育所入所選考会でのお茶代、口座振替等の印刷製本、賄い材料について実績に応じ減額をお願いするものでございます。11節の通信運搬料につきましては、保育所の電話料、手数料として細菌検査料の実績に応じ減額をお願いするものでございます。12節の業務委託につきましては、システム保守及び改修費の額確定による減額と市立保育園運営費実績見込みにより増額と施設備品管理委託につきましては、もみじヶ丘保育所及び病後児保育施設の施設管理委託について額確定により減額補正をお願いするものでございます。13節の機械借上げについては、もみじヶ丘保育所の歯科検診機器借上げと車の借上げについては、遠足バスの借上げの額確定に伴い減額をお願いするものでございます。18節につきましては、負担金補助金実績見込みで増額、減額をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

22節は令和5年度性被害防止対策設備等支援事業補助金の額確定に伴い、償還金を

願います。

5目児童館費でございます。児童館費は、児童館管理費及び各児童館に要する経費について補正をお願いするものでございます。1節、3節、4節につきましては、児童館運営協議会委員の報酬とパートタイム会計年度任用職員の報酬、手当、社会保険料について、実績見込みでの増額、減額をお願いするものでございます。7節は職員研修に係る講師謝礼について額確定により減額をお願いするものでございます。8節は運営協議会委員の費用弁償、児童館職員の研修旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当について実績に応じ減額をお願いするものでございます。10節は児童館運営協議会に係るお茶代について減額をお願いするものでございます。11節の通信運搬料は児童館の電話料、落合児童館に児童厚生員の派遣手数料、児童館の責任賠償保険等の実績に応じ減額をお願いするものでございます。12節はもみじヶ丘児童館の改修工事に係る工事監理委託、各施設消防設備保守、エアコン等の清掃など施設管理について額確定により減額をお願いするものでございます。13節につきましては、職員研修受講の際の有料道路、駐車場使用料について実績に応じ減額をするものでございます。

24ページをお願いいたします。

14節はもみじヶ丘児童館長寿命化改修工事の契約差金により減額をお願いするものでございます。18節は放課後児童健全育成事業補助事業について補助単価改定により増額をお願いするものでございます。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。主には各事業の確定あるいは実績見込みによる減額となるものでございます。

初めに、1節、3節及び8節につきましては、母子保健事業及び栄養改善事業に従事いたします専門職の会計年度任用職員の勤務実績見込みによりまして、報酬、期末手当、通勤手当を減額するもの。あわせて、健康づくり推進協議会及び自死予防対策連絡協議会の委員報酬、費用弁償の確定による減額でございます。7節は乳幼児の健診、セミナー等に従事する医師、看護師、歯科衛生士等の報償金及び栄養改善事

業の講師、子育てサポーターに対する謝礼の実績見込みによる減額でございます。賞  
賜金は出産祝い品として贈呈しております絵本購入費用の確定により減額するもので  
あります。10節は減塩啓発事業で購入いたしました啓発資材の実績及び公用車燃料費  
の実績見込みによる減額。11節は実習用エプロンクリーニング代及び公用車自賠責保  
険料の確定による減額。12節は妊産婦の健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査、産後ケ  
ア事業の委託費実績見込み並びに保健推進研修会の研修講師派遣業務、健康たいわ21  
プラン及び自死予防対策プランの計画策定業務の委託費確定による減額となるもので  
ございます。18節は黒川地域対策委員会の繰越金が多額となったため、令和6年度の  
負担金徴収しないことを総会で決議されましたことによる減額及び保健師の公衆衛生  
看護学会集会に参加いたしました負担金の不用額を減額するものでございます。

次、25ページにかけてとなります。

19節は里帰り出産の方の妊婦健診費用の償還助成、初回産科受診料の助成及び不妊  
検査費・治療費助成事業の実績見込みによる減額でございます。22節は令和5年度の  
母子保健衛生費国庫補助金の確定精算により返還を要するため、償還金の計上をお願い  
するものでございます。27節につきましては、水道事業会計及び下水道事業会計の  
繰出金を減額するものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。1節及び8節は健康教育事业、健診業務、  
訪問指導等に従事します専門職の会計年度任用職員及び事務補助の会計年度任用職員  
の勤務実績による報酬及び通勤手当の減額でございます。10節は健康教育事业の参加  
者に配付する啓発資料の購入費、がん検診事業の封筒、クーポン券の印刷費について  
実績見込みにより減額するものでございます。11節は基本健診、結核検診、がん検診  
等の受診券の送付、結果通知、受診勧奨に要しました郵便料について実績見込みによ  
り減額するものでございます。12節は結核検診、高齢者のインフルエンザ、新型コロ  
ナウイルス、子供のインフルエンザ、追加的風疹対策事業など予防接種事業の実績見  
込み、また、健康づくり自主グループ研修会、サブロー健康塾、健康モデル地区事業  
などの健康づくり事業への講師派遣、健康機器測定業務の委託費の実績、基本健康診  
査、成人歯周病検診、がん検診の実績見込みによる減額となるものでございます。19  
節は医療用ウィッグ、乳房補整具の費用助成の実績見込みにより減額するもの。22節  
は風疹抗体検査業務、がん検診無料クーポン事業に係ります令和5年度の国庫補助金、  
加えまして、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費に係ります国庫負  
担金の精算に伴います返還金、さらには、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保  
補助金の精算に伴う償還金の計上をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

26ページをお願いいたします。

続きまして、3目環境衛生費でございます。1節及び8節は、環境審議会に係ります報酬及び費用弁償を実績見込みにより減額するものでございます。7節は環境保全標語募集に係ります記念品代の実績による減額を、10節は防疫薬剤等消耗品費、環境基本計画印刷業務完了による印刷製本費、防犯カメラ電気料、防疫薬剤散布機の修繕料等をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。12節は臨時粗大ごみ回収業務、河川水質検査、狂犬病予防集合注射業務等の額確定により減額するものでございます。14節は防犯カメラ設置工事費の実績による減額を、17節は騒音測定器購入額確定による減額でございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費でございます。7節は資源回収奨励金確定等により減額するものでございます。10節は消耗品費としてリサイクルごみ収集ネット額確定等による減額、印刷製本費として廃棄物処分券印刷費を実績見込みにより減額するものでございます。11節はごみ集積所に係る蜂の巣駆除手数料を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 （阿部 晃君）

引き続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。8節旅費につきましては、農業委員会会長等の全国農業委員大会研修会等の実績見込みによる減額でございます。

27ページをお願いいたします。

13節車借上料につきましては、視察研修等の際のバス借上げで実績見込みによる減額でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、初めに農林振興課所管分についてご説明いたします。7節報償費はJA新みやぎあさひなまつりの内容変更により、農林産品品評会の商品代を減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、財政課分でございます。財政課分といたしましては、落合ふるさとセンターの管理費の減額でございます。14節は大規模改修工事について工事費の確定見込みにより減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、3目農業振興費でございます。8節旅費につきましては、認定農業者等の視察研修実績による減額でございます。17節備品購入費は、イノシシ捕獲用箱わなの購入実績により減額するものでございます。18節負担金、町有害鳥獣被害対策協議会につきましては、イノシシの有害捕獲頭数が見込みより減少していることから、捕獲頭数見合いで捕獲活動費分を減額するものでございます。

次に補助金でございます。JA新みやぎ等と連携して農家支援を行っております加工業務用野菜生産対策事業費、農林業災害対策資金利子補給は、実績見込みでの減額。新型コロナウイルス感染症対策、農畜産業支援資金利子補給は、実績見込みでの増額。産直リースハウス事業のほか2事業につきましては、実績見込みによります減額。多面的機能支払交付金につきましては、資源向上活動の加算取組の面積確定による減額。農地集積集約化対策事業につきましては、農地中間管理機構を通して農地集積を行った場合の集積協力金等の事業費の確定見込みによります減額。有害鳥獣被害防止施設補助事業費につきましては、個人農家が設置いたします電気柵等の購入費助成の実績

見合いによる減額でございます。

4目畜産業費でございます。28ページをお願いいたします。

18節負担金は、事業を縮小したことから町畜産振興協議会への負担金を減額するものでございます。

次に、5目農地費でございます。7節報償費は、県営嘉太神ため池整備事業の計画変更申請に伴う同意徴集実績により減額するものであります。8節旅費は、日程が合わず参加を見送った職員の農業土木研修費を減額するもの。12節委託料は、防災重点農業用ため池整備基本設計業務及びため池ハザードマップ作成業務、鶴巢新最終処分場関連農業環境整備事業の幕柳地区ため池整備測量設計業務、西川地区耕作道等整備用地測量設計業務は事業費確定見込みに伴う減額、落合蒜袋地区ため池において農村地域防災減災事業により改修を行うため、基本設計委託設計書及び経済効果算定概要書を作成する費用をお願いするものでございます。13節は有料道路通行料、駐車場使用料を減額するもの。14節工事請負費につきましては、ため池安全施設設置工事、農道舗装新設工事、鶴巢新最終処分場関連農業環境整備事業での石ノ沢地区ため池整備工事は、事業費確定見込みに伴う減額でございます。また、農業用ため池整備工事におきまして、鶴巢大平地区は整備区域の延長による増額、小野長原地区は工法変更による減額をいたしております。18節負担金、吉田・鶴巢地区農地整備事業費は、国において当該箇所付近の河川改修延期のため、県と協議し堰の改修が休止となったことから、北目・下草堰調査計画事業負担金を減額するもの。補助金排水機場洪水調整事業費につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、6目水田農業費でございます。7節報償費は、転作確認の際の現地確認経費を減額するもの。8節及び13節につきましては、水田農業先進地視察研修の実績に伴う参加者等の旅費及びバス借上料等の減額でございます。18節水田営農条件整備事業は、集団転作用機械助成の確定による減額で、環境保全型農業直接支払交付金につきましては国補助事業を活用した環境保全米への助成で、事業費確定による減額でございます。

次に、2項1目林業振興費でございます。10節修繕料につきましては、林道等の修繕費用でございますが、冬期間までに特段修繕箇所が見当たらなかったということから減額するものでございます。12節業務委託につきましては、林道除草業務、測量設計施工管理につきましては、林道橋梁点検業務の実績見込みによる減額でございます。14節は林道滝ノ原蘭山線の舗装新設工事、林道嘉太神線ののり面補修工事の事業費確定による減額でございます。15節原材料費につきましては、10節の修繕料と同じく修

繕箇所が見当たらなかったことから減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

18節は県営事業として実施しております林道七ツ森湖泉ヶ岳線の事業費確定による負担金の減額でございます。24節積立金は、森林環境譲与税基金の基金利子分を増額するものでございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。18節補助金は、町内12店舗で実施いたしました伊達いわな・七ツ森サーモン支援事業につきまして、補助金の実績見合いによる減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長（蜂谷祐士君）

続きまして、6款商工費でございます。1項2目商工振興費の7節並びに10節は、企業等連絡懇話会での講師謝礼分、食糧費の執行実績による減額するものでございます。11節、12節、13節につきましては、オープンファクトリー事業に関わる参加保険料、業務委託料、車借上料の実績による執行の確定により減額をするものでございます。また、13節の機械借上料は企業訪問用のパソコンリース分を減額するものでございます。18節の負担金は町中小企業振興基金信用保証料補給分の実績見込みによります減額するものでございます。同じく、補助金につきましては地域でがんばる事業者応援補助金の申請実績による見込額を算出し減額するものでございます。

次に、3目観光費でございます。12節は公営施設等の管理運営業務請負における執行実績による減額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

あわせて、蛇石せせらぎ公園駐車場整備に係ります設計業務及び不動産鑑定評価の業務費を減額するものでございます。13節の車借上料は尾花沢花笠おどり参加送迎用のバスの借上げの実績及び石鳥谷まつりへの参加を見送ったことによる減額するものであり、有料道路通行料も同じく石鳥谷まつりへの参加を見送ったことにより減額するものでございます。14節は四十八滝運動公園のトイレ工事並びに水道給水管工事の執行実績によります減額するものであります。あわせて、蛇石せせらぎ公園の駐車場整備に係ります砂利敷き工事費の追加をお願いするものでございます。15節は蛇石せ

せらぎ公園の現在使用しています駐車場の砂利補充分の執行実績によります減額するものでございます。16節は蛇石せせらぎ公園の駐車場として新たに土地購入を予定しておりましたが、農地等賃貸に変更するため減額をお願いするものでございます。17節は船形山登山道の升沢避難小屋で使用する草刈り機械の購入により執行実績により減額するものでございます。18節の負担金は、四十八滝運動公園内の水道給水管整備によります給水加入金の追加をお願いするものであり、補助金はオートキャンプ場利用者への音声利用実績補助の実績に関わる減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

大変失礼いたしました。14節の工事費につきましては、四十八滝運動公園トイレ等並びに水道給水管の執行の実績による減額をお願いするものであり、あわせて、蛇石せせらぎ公園の駐車場整備に係ります砂利敷き工事費の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。11節につきましては、郵便代でございます。12節は町営住宅申請書類等の紛失等に伴います示談交渉に係ります費用をお願いしますほか、下草橋開通式準備業務、土地明渡し請求手続に係ります費用の確定見込額を合わせまして減額をするものでございます。21節につきましては、町営住宅入居申請時に受け取りました書類申請等を事務所内で紛失いたしましたことのほか、車道除雪におきまして委託契約を締結した事業者が除雪作業中に路面上の凍結した雪の塊が飛び跳ね、隣接宅地駐車場に駐車中の車両に当たり、車体に傷をつけたことに伴います費用につきましてをお願いをするものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。12節は、2月の寒波襲来による除雪業務出動日数によります今後の委託費用見込額の追加をお願いするものでございます。14節は単独事業及び新最終処分場関係事業の調整によるものでございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。事項別明細書31ページをお願いいたします。12節は国土交通省補助事業による町道もみじヶ丘幹線4号線詳細設計業務、橋梁長寿命化計画策定業務等のほか、単独事業による簗垣橋価格調査業務等、ま

た、防衛省補助事業等による町道雷神線道路改良工事監理業務等の確定見込みにより  
ます減額でございます。14節につきましては、単独事業による町道権現堂海老沢線道  
路改良工事のほか、国土交通省による魚板橋ほか、橋梁補修工事等のほか、防衛省補  
助事業によります町道雷神線道路改良工事等の確定見込みによります減額ございま  
す。18節は魚板橋橋梁補修工事におきまして、既存塗膜に低濃度P C Bの含有が判明  
し処分を行うものですが、その処理施設は宮城県内にはないため、今回、秋田県内に  
ございます処理施設へ搬入し処理いただくものです。搬入に当たっては、秋田県県外  
産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づきまして、搬入する処理量に  
応じて1トン当たり500円の環境保全協力金を秋田県に納める必要がございますこと  
から、今回その費用相当分をお願いするものでございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費でございます。14節につきましては、新  
最終処分場関連により整備を行うこととしておりました町道大崎三ノ関線ですが、改  
めて地区の方々と整備内容等の協議を行いました結果、事業内容の変更が生じました  
ので、今年度計画分を減額させていただき、改めて令和7年度の工事として実施を予  
定するものでございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。14節は河川維持管理事業による準用河  
川湯名沢川土砂堆積撤去工事のほか、吉田川床上浸水事業対策による舞野地区排水路  
整備工事の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。12節は市街化区域編入方策等  
検討業務の確定見込みによります減額でございます。24節は都市整備基金の利子で  
ございます。

続きまして、2目下水道費の27節は下水道事業会計への繰出金の確定見込みにより  
ます減額でございます。

続きまして、4目土地地区画整理費でございます。12節は都市計画道路北四番丁大衡  
線を保持するためののり面整備や側道整備に係ります分筆登記業務の確定見込みによ  
ります減額でございます。

32ページをお願いいたします。

16節は土地購入費用の確定見込みによる減額でございます。27節は吉岡西部土地区  
画整理事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。18節は宮城県が実施しております都市  
計画道路北四番丁大衡線整備事業に係ります負担金の確定見込みによる減額ござい  
ます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。10節は子育て支援住宅管理の際の消耗品及び修繕料等の確定見込みによります減額でございます。11節は町営住宅入居時等に伴いますハウスクリーニング等の確定見込みによります減額でございます。12節は町営住宅管理施設等の保守点検業務等の確定見込みによります減額でございます。14節は木造住宅解体工事等の確定見込みによります減額でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。12節は吉田宮床地区支援住宅建設時の工事施工管理業務の確定見込みによります減額でございます。14節は同じく2地区の子育て支援住宅建設工事の確定見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長 甚野敬司君。

総務課危機対策室長（甚野敬司君）

続きまして、8款1項1目常備消防費でございます。18節は黒川地域行政事務組合の消防経費負担金の確定による減額でございます。

次に、2目非常備消防費につきましては、非常備消防団活動に要する経費でございます。1節は消防団員の報酬確定見込みによる減額。8節は消防団員の費用弁償、旅費確定見込みによる減額。

33ページをご覧ください。

10節は新入消防団員の装備品や火災時等の消防団員に対する食糧費等の確定見込みによる減額。13節は火災時の車借上げ等に要する費用及び有料道路通行料確定見込みによる減額。17節は消防団員用活動服購入費用の確定見込みによる減額。

続きまして、3目消防施設費でございます。12節は防火水槽内土砂撤去業務委託料の確定による減額。

4目水防費でございますが、1節水防に関わる出動報酬の確定見込みによる減額。7節は水防会議不開催による減額。10節は水害時の消防団活動時の食糧費の確定見込みによる減額。

続きまして、5目災害対策費1節は防災会議委員報酬の減額。7節は自主防災組織研修会、安全安心まちづくり推進協議会等に係る報償費の確定見込みによる減額。8節は防災会議委員の費用弁償の減額。10節は防災訓練時の燃料代、消耗品、食糧費、防災備蓄購入及び自主防災組織研修会時の食糧費確定見込みによる減額でございます。

12節は木造住宅耐震診断士派遣等委託料の確定見込みによる減額。17節は備品購入として自主防災組織購入コミュニティ助成事業額確定による減額。18節は特殊無線講習受講料、危険ブロック塀除去、木造住宅耐震診断改修工事助成事業に係る補助金確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

34ページをお願いいたします。

続きまして、9款1項1目教育委員会費は、教育委員会運営費の補正でございます。18節は東北六縣市町村教育委員会連合会及び仙台管内教育委員会協議会負担金の額確定による減額でございます。

続きまして、1項2目事務局費は、事務局運営費、学校ICT環境整備事業費、志まなび塾事業費に係る補正でございます。3節の時間外勤務手当は、業務対応等の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。7節は志まなび塾事業実績による講師謝金の減額。8節は志まなび塾事業実績による参加生徒旅費の減額。10節は志まなび塾事業実績による消耗品の減額及び学校ICT機器等の修繕実績見込みによる減額。11節は教職員用端末サーバーライセンス等購入契約実績による減額及び志まなび塾事業実績による保険料の減額でございます。12節は校務支援システム改修業務の契約実績による減額。また、12月随時会議で補正予算のご承認をいただいております校内ネットワークアセスメント調査業務が入札不調となり、年度内完了が見込めないことから減額をお願いするものでございます。13節はデジタル教科書及び教職員用コンピューター端末賃貸借の契約実績による減額及び夢と希望と志を語る会と志まなび塾事業実績による車借上料の減額でございます。24節は学校校舎建設基金及び学校教育振興基金積立金の利子分として増額するものでございます。

次に、2項1目学校管理費は、小学校総務費の補正でございます。1節は高温によります夏休み期間のプール開放中止に伴う監視員補助員の人件費の減額。7節は林間教育サポーター謝礼金の実績による減額。8節はプール監視員補助員の通勤手当の減額。10節は各校の燃料費及び光熱水費で年間実績見込みによる減額でございます。11節はプール監視員補助員の保険料の減額でございます。

35ページをお願いいたします。

12節は児童教職員の健康診断及び学校警備業務の契約実績による減額。13節は児童輸送に係る車借上料及び吉岡小学校改築工事に伴う代替プール施設借上料の実績見込みによる減額でございます。18節は日本スポーツ振興センター災害共済及び防火管理講習会受講料の負担金額の確定による減額でございます。

次に、2目教育振興費は、小学校教育振興費、たいわっ子芸術文化推進事業費の補正でございます。13節はたいわっ子芸術文化推進事業実績による車借上料の減額。19節は要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費の額の確定見込みによる減額でございます。

次に、3目施設整備費は、小学校維持管理費の補正でございます。12節は特別教室等への空調設備工事の入札に当たり、中学校も含めた一括による入札を行いました、不調が続く、学校単位に分割した入札に切替え実施したことにより、工事施工管理業務も分割での発注とする必要がございまして、諸経費等がかさむこととなり、増額をお願いするものでございます。13節は小学校AED貸借の契約実績による減額。14節は特別教室等への空調設備工事をはじめ、各小学校施設の修繕工事等の契約実績見込みによる減額でございます。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に係る補正でございます。7節及び10節は改築検討委員会の実績見込みによる減額。12節は施工管理等の契約実績による減額。14節は改築工事等の実績見込みによる減額。17節は学校用備品購入の実績見込みによる減額でございます。

36ページをお願いいたします。

次に、3項1目学校管理費は中学校総務費の補正でございます。12節はスクールバス業務委託におきまして、一部ルートの変更等を行ったことによる増額をお願いするものです。13節は各種生徒輸送スクールタクシー借上料の実績見込みによる減額。18節は中総体東北大会等への生徒参加助成の実績見込みによる減額でございます。

次に、2目教育振興費は中学校教育振興費、たいわっ子芸術文化推進事業費の補正でございます。13節はたいわっ子芸術文化推進事業実績による車借上料の減額。17節は宮床中学校楽器購入の契約実績による減額。18節は各種検定料助成の実績見込みによる減額。19節は特別支援教育就学奨励費の額の確定見込みによる減額でございます。

次に、3目施設整備費は中学校維持管理費の補正でございます。12節は小学校費同様特別教室等への空調設備工事に係る施工管理業務の委託料の増額をお願いするものでございます。13節は中学校AED貸借の契約実績による減額。14節は各中学校施

設修繕工事等の契約実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午後2時10分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時09分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費につきましては、社会教育委員会の運営、家庭教育や青少年教育などの各種事業の経費につきまして、主に実績見込みにより減額をいたすものでございます。

37ページをお願いいたします。

1節につきましては、社会教育委員報酬額の実績見込みによる減額でございます。7節は家庭教育事業ほか各種事業におけます講師謝金等の報償金と原阿佐緒賞のブロンズ等の副賞に係ります賞賜金のそれぞれ実績に伴う減額でございます。8節は社会教育委員等費用弁償、大和っ子未来塾等講師旅費、原阿佐緒賞受賞者交通費につきまして、それぞれ実績見込みに伴う減額でございます。10節は各種事業の消耗品費をはじめ、食糧費は社会教育委員会等でのお茶代等を、印刷製本費は家庭教育啓発チラシ、原阿佐緒賞作品集の印刷など、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。11節は各種事業の実施に係ります郵送代の通信運搬費をはじめ、原阿佐緒賞の募集掲載に係る広告料、各種事業の参加に係る傷害保険料をそれぞれ減額見込みにより減額するものでございます。12節は文化講演会の講師派遣業務を、13節は大和っ子未来塾でのバス借上料のほか、研修会参加等における有料道路通行料、ジュニア・リ

ーダー研修会に係る入場料と施設使用料をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。18節の負担金につきましては、ジュニア・リーダーの各種育成研修会の参加負担金、補助金は町PTA連合会の補助金について実績見込みにより減額するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

2目公民館費でございます。事業内訳は、公民館総務費から図書室運営費までとなります。事業実績と今後の事業見込みによる減額でございます。1節と3節、4節がありますが、図書室パートタイム会計年度任用職員の報酬と期末勤勉手当、社会保険料の実績見込みによる減額になります。7節であります、報償金は各講座の託児ボランティアの謝礼。賞賜金は成人式と県菊花展の記念品等の実績による減額でございます。10節であります、消耗品は各種講座の材料代の実績による減額でございます。11節であります、自動車損害保険料は内容見直しにより減額するものでございます。12節であります、町民文化祭等の大ホール音響照明委託料の実績による減額でございます。13節であります、町婦人会や留学講座の移動研修のバス代、有料道路通行料の実績による減額でございます。17節であります、図書室書棚スチールブックトラックの額確定による減額でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。4節と8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の社会保険料と通勤手当を、7節は郷土史講座等に係る講師謝金をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。10節は文化財めぐりの参加者昼食代を、13節の機械借上料は発掘調査に係ります重機借上料を、車借上料と入場料は文化財めぐり等のバス借上料と施設入場料の実績見込みによりそれぞれ減額

するものでございます。18節の補助金は、文化財保存会9団体への補助を予定しておりましたが、7団体への補助金交付となりましたことから減額をするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

4目まほろばホール管理費でございます。まほろばホール管理運営費の使用実績や修繕工事の完了及び今後の実績見込みによる増額、減額でございます。1節につきましては、まほろばホール運営委員会の実績に伴う減額になります。3節と4節であります。窓口業務パートタイム会計年度任用職員の期末勤勉手当と社会保険料の実績見込みによる減額になります。8節であります。まほろばホール運営委員会とパートタイム会計年度任用職員の実績見込みによる減額になります。

39ページをご覧ください。

10節であります。消耗品費は不要となった感染症対策用消毒薬品代等支出額の確定による減額でございます。燃料費は冷暖房用灯油代、印刷製本費は封筒印刷代、光熱水費は電気料の実績見込みによる減額でございます。11節であります。連絡用郵送料、小ホールピアノ調律料、座布団等クリーニング代、自動車損害保険料の内容見直しに伴う減額でございます。12節であります。測量設計施工管理委託は、ホール棟空調等更新工事实施設計、建築基準法3年定期点検調査業務設計に係る額確定による減額であります。14節であります。工事請負費は非常用誘導灯修繕工事、サッシ修繕工事に伴います追加分の増額と、ホール棟金属屋根等改修、ホール棟調光盤及び照明改修工事その3、非常用自家用発電機設備更新、学習棟内壁改修等によります額確定による減額であります。17節であります。事務室用耐火金庫、置き型授乳室購入の額確定による減額でございます。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。7節につきましては、体育館巡視員の謝金に不足が見込まれますことから、3万円の補正をお願いするものでございます。11節は蜂の巣駆除の手数料を、12節はマムシの忌避業務を、13節はAEDリース料等機械借上料とNHK放送受信料について、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。14節は落合教育ふれあいセンター遊具修繕工事ほか、17節は体育館備品購入の実績によりそれぞれ減額するものでございます。18節は防火管理者資格取得講習会受講料の実績により減額するものでございます。

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。1節につきましては、スポーツ審議会とスポーツ推進委員の委員報酬をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。7節は部活動等地域移行検討準備委員会に関わる報償金とスポーツ支援奨励金の賞賜金の実績見込みにより減額するものでございます。

40ページをお願いいたします。

8節はスポーツ審議会等費用弁償と、東北スポーツ推進委員研修会への特別旅費について実績見込みにより減額するものでございます。10節は消耗品費の事務用品と燃料費の公用車燃料代について実績見込みにより減額するものでございます。11節は連絡用切手代を、12節は大和町スポーツフェア業務、総合体育館外壁改修実施設計業務の実績見込みにより減額するものでございます。14節は総合体育館サブアリーナ床研磨工事の実績により減額するもの、また、ダイナヒルズテニスコートの一部剥がれ箇所を修繕する必要があるため、214万5,000円の補正をお願いするものでございます。17節は総合運動公園テント備品購入ほかの実績見込みにより減額するものでございます。18節の負担金につきましては、体育施設の指定管理者により、2期目5年間の最終年度となります今年度分の電気料金について、昨今の社会情勢等に伴い当初の計画額より大幅に差額が生じていることから、差額分の補填について指定管理者より協議があり、町で精査したところ社会情勢等に伴う電気料金の高騰相当分と認められましたことから、差額相当分となる264万2,000円を交付予定として補正をお願いするものでございます。補助金は町スポーツ少年団団員実績確定に伴う減額でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。10節につきましては、宮床レクリエーション広場トイレ周辺の修繕費用の一部に要します39万5,000円の補正をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

次に、4目学校給食センター費の補正でございます。10節は消耗品費、燃料費及び光熱水費は実績見込みによる減額を、修繕料は減圧式温度調整弁の修繕に係る費用として増額を、賄材料費は食材の高騰に伴う実績見込みによる増額をお願いするものでございます。12節は調理等業務委託のほか、施設等保守点検業務等の契約実績見込みによる減額でございます。17節は調理機器等の更新に伴う契約実績による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、11款1項1目元金につきましては、22節財政融資資金等の償還額の確定見込みにより減額をするもの。

続きまして、41ページ。2目利子につきましては、22節財政融資資金等の利子の確定により減額をするものであります。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、議案書63ページをお願いいたします。

議案第23号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ557万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,511万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目1節から3節は、今年度の税収見込みによる国保税の減額でございます。

3款1項1目1節は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金確定により減額するものでございます。

4款1項1目1節は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の減額でございます。

5款1項1目1節は、基金利子収入見込みにより増額するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金1節は、保険税軽減分及び保険者支援分を増額。2節は未就学児均等割保険税分を減額。4節は産前産後期間保険税分を減額。

53ページをお願いいたします。

6節は財政安定化支援事業分を減額するものでございます。それぞれ実績見込みにより増減措置をしております。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源調整により増額をするものであります。

54ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目11節は、郵便料金改定分等実績見込みにより増額を、12節は国保システム保守業務等の契約額確定による減額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項から3項は、歳入補正による充当財源の変更でございます。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生普及費でございます。1節は健康講演会特定健診結果に基づきます生活習慣病重症化予防のための訪問指導等に從事いたします専門職の会計年度任用職員に対する報酬の勤務実績見込みによる減額でございます。

55ページをお願いいたします。

7節は特定保健指導の受講達成者、健康講演会参加者に対します参加記念品代の確定による減額でございます。8節は1節同様に専門職の会計年度任用職員の勤務実績見込みによる通勤手当の減額でございます。11節は特定健診受診者の重症化予防のための受診勧奨通知の郵送料の減額及び手数料は糖尿病性腎症重症化予防事業に係ります医師の指導書作成に係ります費用をお願いするものでございます。12節は第三者行為求償事業、特定保健指導業務等の委託費確定による減額でございます。

次に、2項1目特定健康診査等事業費でございます。10節は特定健診受診票の発送、回答書返信用封筒の印刷費の確定による減額でございます。12節は特定健診業務、特定健診受診率向上支援のための業務委託費の確定による減額でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

5款基金積立金は、基金利子の収入見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、議案書65ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）、60ページからになります。こちらにつきましてもご準備をお願いいたします。

議案第24号でございます。令和6年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,244万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、66ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の限度額の増額の変更をお願いするものでございまして、時効、期間、限度額につきましては、67ページの第2表債務負担行為補正のとおりでございます。

それでは、事項別明細書の60ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費の1節は、現年度分の介護給付費に係ります、国庫負担金の増額でございます。

次に、3款2項1目調整交付金の1節は、現年度分の介護給付費に係ります調整交付金を増額するものでございます。

同じく2目地域支援事業交付金の1節は、現年度分の地域支援事業に係ります交付金を減額するものでございます。

同じく3目保険者機能強化推進交付金の1節は、保険者機能強化推進交付金の交付額確定に伴います減額。

同じく4目保険者努力支援交付金の1節は、保険者努力支援交付金の交付額確定による増額でございます。

続きまして、4款1項1目介護給付費負担金1節は、現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

同じく2目地域支援事業支援交付金1節は、現年度分の地域支援事業の支援に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額するものでございます。

次に、5款1項1目介護給付費負担金1節は、現年度分の介護給付費に係ります県負担金を増額するものでございます。

同じく3項1目地域支援事業交付金1節は、現年度分の地域支援事業に係ります県補助金を減額するものでございます。

61ページをお願いいたします。

6款1項1目利子及び配当金1節は、財政調整基金の利子といたしまして、令和6年度利子収入実績見込みにより増額となるものでございます。

次に、7款1項1目一般会計繰入金の1節は、介護給付費に係ります町の法定負担額の増額。4節は、地域支援事業の認知症総合支援事業費及び介護予防普及啓発事業費の町の法定負担額を減額するものでございます。5節は低所得者保険料軽減繰入金。

国、県、町の負担金額が確定したことによります減額でございます。

同じく 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 節は、歳出予算の補正に伴います歳入予算の調整を図るため、基金から繰入額を増額するものでございます。

62ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費の24節は、財政調整基金へ積み立てる金額を増額するものでございます。

同じく 3 項 1 目認定調査等費の 7 節及び11節は、調査員報酬及び主治医意見書作成料の実績見込みによる増額。18節は介護認定調査に係ります黒川行政事務組合への負担金の減額でございます。

同じく 4 項 1 目計画策定委員会費の 1 節及び 8 節は、介護保険運営委員会の委員報酬及び費用弁償の実績見込みによる減額でございます。

2 款 1 項 3 目居宅介護保サービス計画等費の18節は、居宅介護サービス計画等費の実績見込みによる増額でございます。

63ページをお願いいたします。

同じく 2 項 1 目高額介護サービス等費の11節は、高額介護サービス費支給処理手数料の実績見込みにより増額するものでございます。

同じく 5 項 1 目審査支払手数料の11節は、審査支払手数料の実績見込みにより増額するものでございます。

次に、4 款 2 項 1 目一般介護予防事業費の 7 節は、生き生きサロン、楽楽ステップアップ講座及び健康貯筋友の会に係ります講師謝礼の実績見込みによる減額でございます。

同じく 3 項 5 目認知症総合支援事業費の 7 節は、認知症サポーターフォローアップ研修等の講師謝礼の実績見込みによる減額。8 節は認知症初期集中支援チーム員研修旅費の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第25号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ34万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を1,175万1,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

別冊事項別明細書の66ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項2目利子及び配当金は、基金から生じた利子の実績により増額するものでございます。

2項1目不動産売払収入1節立木売払収入につきましては、森林研究整備機構造林地の立木を伐採したことによる売上金で、実績により減額をするものでございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる減額。

3款1項1目は、令和5年度からの繰越金であります。

歳入は以上でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節は、視察研修の不実施による減額です。

2款1項1目18節は、立木売払収入のうち、分収契約割合に基づく負担金額確定による減額。

3目諸費18節は、3つの財産区で構成いたしております財産区連絡協議会負担金を事業実績見合いにより減額するもの。27節繰出金は、集会施設等修繕事業費が確定したことにより減額をするものです。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書70ページをお願いいたします。

議案第26号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ126万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を291万7,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

別冊事項別明細書の69ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

2 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金は、歳入歳出予算見合いにより減額するもの。

3 款 1 項 1 目は、令和 5 年度からの繰越金です。

4 款 1 項 1 目森林研究・整備機構支出金につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

歳入は以上です。

続きまして、70 ページをお願いいたします。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目管理会費 8 節は、視察研修不実施による減額です。

2 款 1 項 3 目森林研究・整備機構分収造林管理費 12 節は、事業費の確定により減額するものです。

4 目諸費 18 節は、3 つの財産区で構成しております財産区連絡協議会負担金を事業実績見合いにより減額するものでございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の 72 ページをお願いいたします。

議案第 27 号 令和 6 年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ 18 万 6,000 円を減額いたしまして、予算の総額を 1,195 万 3,000 円とするものであります。

第 2 項、予算補正の款項の区分につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

別冊の事項別明細書 72 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目基金運用収入は、満期を迎えます債券運用益を実績見込みにより増額するもの。失礼しました、3 目でした。1 款 1 項 3 目基金運用収入でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額するものであります。

3 款 1 項 1 目は、令和 5 年度からの繰越金であります。

次に、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目管理会費 8 節は、視察研修の不実施による減額です。

2 款 1 項 2 目財産管理費 24 節は、基金運用収入相当額を基金へ積み立てるものでございます。

3目諸費18節は、3つの財産区で構成します財産区連絡協議会負担金を事業実績見合いにより減額するものでございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

続きまして、議案書74ページをお願いいたします。

議案第28号 令和6年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ296万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ462万8,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正後の金額は、75ページの第1表歳入歳出予算補正とするものでございます。

それでは、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書75ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金は、全額を基金へ戻入れを行うものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目事業費は、令和6年度分の予算計上として、新規貸付者が高校生が3名、大学生が10名の予定に対し、申込み者はございませんでした。そのことから、その実績に基づき減額をいたすものでございます。

2目事務費の24節は、実績見込みによる奨学事業基金積立金への戻入れを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書76ページをお願いいたします。

議案第29号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でござ

います。

令和6年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,847万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書77ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目及び2目は、現年度分の実績見込みによりそれぞれ減額及び増額をするものでございます。

3款1項2目は、保険基盤安定繰入金を実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款1項1目18節は、県後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書78ページをお願いいたします。

議案第30号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和6年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億7,599万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,129万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

議案書80ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

1款2項土地区画整理事業費の土地区画整理事業に係ります費用としまして、3億1,489万3,000円をお願いするものでございます。

81ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的ごとの限度額の変更でございます。公共事業等債は変更前3億1,350万円、変更後2億2,200万円とし、都市開発事業債は変更前13億9,760万円を、変更後10億1,610万円とし、合計額は変更前17億1,110万円を、変更後12億3,630万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）をお願いいたします。

79ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目保留地処分金につきましては、確定見込みによります減額でございます。

2項1目土地区画整理事業費負担金は、公共施設管理者負担金で町道分を見込んでおりましたが、未完了のため令和6年度分を減額するものでございます。

2款1項1目土地区画整理国庫補助金は、街路事業土地再生事業国庫補助金確定見込みによります減額でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、国庫補助金確定見込みによります一般会計負担金の減額でございます。

5款1項1目預金利子及び2項1目雑入につきましては、確定見込みによります減額でございます。

6款1項1目土地区画整理事業債は、街路事業都市再生事業国庫補助金確定見込みによります減額でございます。

80ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 2 項 1 目土地区画整理事業費の14節は、令和 6 年度分の造成工事の実績見込みによります減額でございます。21節は、電柱移設補償及び休耕補償、移転補償 8 名の前払金の確定見込みによります減額でございます。

2 款 1 項 1 目元金及び 2 目利子につきましては、確定見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

それでは、議案書82ページをお願いいたします。あわせて、別冊の令和 6 年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第 5 号）をお願いいたします。

議案第31号 令和 6 年度大和町下水道事業会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条総則でございます。令和 6 年度大和町下水道事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 2 条、収益的収入及び支出であります。令和 6 年度大和町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入であります。

1 款下水道事業収益に60万円を減額し合計 8 億9,507万4,000円に、その下段、1 項営業収益は61万8,000円を減額し合計 4 億7,500万4,000円に、2 項営業外収益は 1 万8,000円を増額し合計 4 億2,007万円とするものでございます。

支出であります。

1 款下水道事業費用に204万3,000円を減額し合計 8 億9,132万5,000円に、その下段、1 項営業費用は289万1,000円を増額し合計 8 億4,904万1,000円に、2 項営業外費用は 210万7,000円を増額し合計4,213万3,000円に、3 項特別損失は704万1,000円を減額し合計15万1,000円とするものでございます。

次に、第 3 条資本的収入及び支出であります。

予算第 4 条本文括弧書き中、2 億3,205万1,000円を 2 億1,847万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金1,260万6,000円を削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のと

おり補正するものでございます。

収入であります。

1 款資本的収入に134万1,000円を増額し合計 3 億6,926万9,000円に、1 項企業債は270万円を減額し合計 1 億5,560万円に、3 項他会計補助金は2,617万1,000円を増額し合計 1 億572万8,000円に、4 項国庫補助金は2,213万円を減額し合計6,088万7,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款資本的支出に1,223万2,000円を減額し合計 5 億8,774万7,000円に、同じく 1 項建設改良費にも同額を減額し合計 2 億4,894万1,000円とするものであります。

83ページをお願いいたします。

第 4 条、企業債であります。予算第 6 条に定めた起債の限度額を、第 1 表企業債補正のとおり変更するものであります。

84ページをお願いいたします。

第 1 表企業債補正であります。限度額の変更となります。流域下水道整備事業債を変更前5,490万円から変更後5,220万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

83ページにお戻り願います。

第 5 条、他会計からの補助金であります。予算書第10条中 3 億3,370万5,000円を 3 億5,952万6,000円に改めるものであります。

続きまして、令和 6 年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第 5 号）、84 ページ、大和町下水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。

詳細につきましては、こちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入であります。

1 款下水道事業収益 1 項営業収益 2 目その他営業収益、節の事業負担金は、宮城県環境事業公社からの小鶴沢循環線等に係る維持管理負担金の額確定によります減額で  
ございます。

2 項営業外収益 2 目他会計補助金、節の一般会計補助金は人件費の調整によるもの。

3 目長期前受金戻入は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業それぞれ額確定に伴う増額となるものでございます。

85ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費、節の旅費は実績見込みによります減

額。

2 目処理施設等費、節の報償費、燃料費、委託料、動力費は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

3 目浄化槽費、節の修繕費は実績見込みによります減額。委託費は同じく実績見込みによります増額となるものでございます。

5 目流域下水道維持管理負担金は、額の確定によるもの。

6 目減価償却費は、有形無形固定資産の取得により増額となるものでございます。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、節の企業債利息は企業債借入に伴うもの。

3 項特別損失 1 目その他特別損失は、不納欠損等の実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、86ページ。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債、節のその他企業債は、吉田川流域下水道負担金の確定によるもの。

3 項他会計補助金 1 目他会計補助金は、国庫補助事業の実績により増額となるもの。

4 目国庫補助金 1 目国庫補助金は、令和 6 年度分の実績見込みによるものでございます。なお、国庫補助金につきましては減額とはなりますが、国及び県と調整した結果、令和 7 年度事業分を令和 6 年度に前倒して実施することとなりましたことから、その額も含んでいるものでございます。

87ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款収益的支出 1 項建設改良費 1 目管渠費、節の委託料は、公共下水道全体計画変更、総合地震対策、官民連携基礎調査、雨水出水浸水区域想定図策定業務の実績見込みのほか、収入でも説明を申し上げましたが、令和 7 年度分を令和 6 年度に前倒しして対応しますことから、総合地震対策事業のマンホールトイレ等設置に係る積算施工管理業務も含んでの補正となるものであります。工事請負費は、吉岡西部土地区画整理事業に関連いたします雨水管路工事の実績見込みのほか、委託料と同様に、総合地震対策事業といたしまして、今回マンホール浮上防止及びマンホールトイレ等設置工事を新たにお願いするものでございます。負担金は、雨水管路工事に伴う負担金で調整により減となるもの。

3 目浄化槽費、節の工事請負費は、実績見込みにより減となるものでございます。

4 目流域下水道建設負担金は、吉田川流域下水道建設負担金の確定により減額となるものでございます。

下水道事業会計は以上でございます。

続きまして、議案書85ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第5号）をお願いいたします。

議案第32号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条総則でございます。令和6年度大和町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和6年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款水道事業収益に2,911万9,000円を増額し合計10億1,992万6,000円に、その下段、1 項営業収益は1,851万3,000円を増額し合計8億836万2,000円に、2 項営業外収益は1,060万6,000円を増額し合計2億1,156万4,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款水道事業費用に30万3,000円を増額し合計9億3,619万3,000円に、その下段、1 項営業費用は82万7,000円を減額し合計9億1,961万9,000円に、2 項営業外費用は113万円を増額し合計1,556万3,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧中、1億8,256万5,000円を1億7,387万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億8,256万5,000円を過年度分損益勘定留保資金1億7,387万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入に9,500万円を減額し合計1億610万9,000円に、その下段、1 項企業債にも同額を減額し合計8,500万円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出に1億368万6,000円を減額し合計2億7,998万8,000円に、同じくその下段、1 項建設改良費にも同額を増額し合計2億1,733万円とするものでございます。

86ページをお願いいたします。

第4条、企業債であります。予算第6条に定めた起債の変更は、第1表企業債補正によるものであります。

87ページをお願いいたします。

第1表企業債補正であります。起債の目的、限度額の変更となります。起債の目的中、上水道事業（鶴巣落合系送配水管強化事業）を除き、上水道事業（配水管布設事業、水道施設更新事業）としまして、限度額を変更前1億8,000万円から変更後8,500万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

86ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

（1）職員給与費につきまして、合計5,027万9,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金であります。予算書第10条中、1億1,124万5,000円を1億1,120万円に改めるものでございます。

続きまして、令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書第5号、90ページをお願いいたします。詳細につきましては、こちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項営業収益3目加入金、節の給水加入金及び4目その他の営業収益、節の材料売却収益、手数料は実績見込みにより増額となるものでございます。

2項営業外収益1目他会計補助金、節の一般会計補助金は人件費調整によるものでございます。

3目開発負担金、節の負担金は実績見込みにより増。

5目雑収益、節のその他の雑収益は水道管破損費用など実績見込みにより増となるものでございます。

91ページをお願いいたします。

支出であります。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費、節の給料、手当、共済組合負担金は人件費の調整によるもの。

6目その他の営業費用、節の材料売却原価は実績見込みによるものでございます。

2項営業外費用1目支払利息は、額確定により増額となるものでございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入1項企業債1目企業債は、事業費額確定により減額となるものでございます。

支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目水道施設更新事業、節の管工事費は、配水管及び水道事業庁舎改修等の工事实績見込みにより減額。調査設計費は、難波・金取南浄配水場更新工事の令和 7 年度発注分の積算等業務についてお願いするものでございます。

3 目鶴巣落合系送配水管強化工事費、節の管工事費は、国道 4 号横断管の補強を行うものとしてございましたが、道路占用や工事の進め方など関係機関との調整に期間を要し、令和 6 年度内に工事完了が難しいことから令和 6 年度は工事を見送り、改めて令和 7 年度で実施するものとしてございましての減額となるものでございます。

4 目営業設備費、節の機械機器費は、中峰 2 号配水池出入口 2 か所に監視カメラを設置することとしましておりましたが、配水池や附属する階段等にも必要となりますことから、令和 7 年度に一気に工事を行うものとして調整するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書 88 ページをお願いいたします。

議案第 33 号 令和 4 ～ 9 年度大和町吉岡西部地区画整理事業造成工事請負契約の変更についてでございます。

令和 4 年大和町議会 11 月第 2 回随時会議におきまして、議案第 84 号により議決されました令和 4 年から 9 年度大和町吉岡西部地区画整理事業造成工事の工事請負契約につきまして、次のとおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額 28 億 9,520 万円（内消費税 2 億 6,320 万円）を 33 億 4,284 万 5,000 円（内消費税 3 億 389 万 5,000 円）とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第 33 号関係資料でご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、資料の 1 ページをご覧ください。

原契約の内容についてでございます。

①は工事名で、令和 4 ～ 9 年度大和町吉岡西部地区画整理事業造成工事でございます。

②施工場所は、大和町吉岡字土保田地内外でございます。

③請負代金額は、28億9,520万円。消費税を除いた金額は26億3,200万円でございます。

④契約相手方は、仙台市青葉区一番町二丁目3番22号、戸田建設株式会社東北支店でございます。

⑤契約締結年月日は、令和4年11月25日。

⑥完成期日は、令和10年3月31日でございます。

⑦工事概要につきましては、記載の工事につきまして施工をするものでございます。説明資料2ページをお願いいたします。

2の変更の理由でございます。

本工事は、吉岡西部地区への工業流通業務地と区域内の幹線道路等公共施設を一体的に整備し、健全で良好な新市街地の形成を目指し工事を実施するものでございます。事業実施に当たりまして、事業区域内に移転新築計画が示されました黒川消防署建設予定地での安全度と建築本体工事の財源確保の必要から、造成計画高を浸水ハザードレベル2以上の高さへの設定変更によりまして、当初計画より最大で約1.5メートル高くなり、造成面積への影響範囲が約7ヘクタールに及び盛土量が約4万立米増となったものでございます。また、宮城県の道路及び河川事業による発生土を見込んでおりましたが、半減したことによりまして購入土の費用の増のほか、現区域内に県の道路事業におきまして既にストックされていた発生土約7万立米及び一部宅地区域約1.6ヘクタールの土質につきまして、宅地造成用土質として所要の強度を有していなかったことによります土質改良等につきまして、変更を行うものでございます。

次に、3の変更の内容でございます。

記載の項目につきまして変更をいたすものでございまして、造成計画は高さを最大で1.5メートル上げるものでございます。

受入土量につきましては、宮城県事業の道路河川による発生土受入土量を当初見込みの14万立米から実績数量の7万立米に。

購入土は、受入土量の減に伴いまして7万立米の増に。

土質改良としまして、県道路事業において既に区域内にストックされております発生土7万立米のセメントによります改良の増。

地盤改良としまして、一部宅地区域、面積としまして1.6ヘクタールのセメントによります地盤改良につきまして変更をするものでございます。

4、変更契約の内容でございます。

①変更請負代金額は、33億4,284万5,000円。消費税を除いた金額は30億3,895万円。

②当初請負代金額に対する比較は、4億4,764万5,000円の増額で、消費税を除いた金額4億695万円の増となるものでございます。

③変更仮契約の締結につきましては、令和7年2月21日に締結。

④完成期日は、令和10年3月31日でございます。

資料3ページをお願いいたします。

こちらの図面は、造成工事の変更箇所を赤色着色で示したものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、洪水浸水想定区域に黒川消防署等を記載しました図面でございます。

また、5ページ、6ページにつきましては、都市計画道路北四番丁大衡線の縦断図及び標準横断図でございまして、それぞれ計画高変更後の高さを赤色着色したものでございます。

また、7ページ、8ページにつきましては、都市計画道路吉岡吉田線の縦断図及び標準横断図でございまして、こちらの図面もそれぞれ計画高変更後の高さを赤色着色したものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日3月4日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時12分 延 会